

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会

＜第3回＞

事務局提出資料

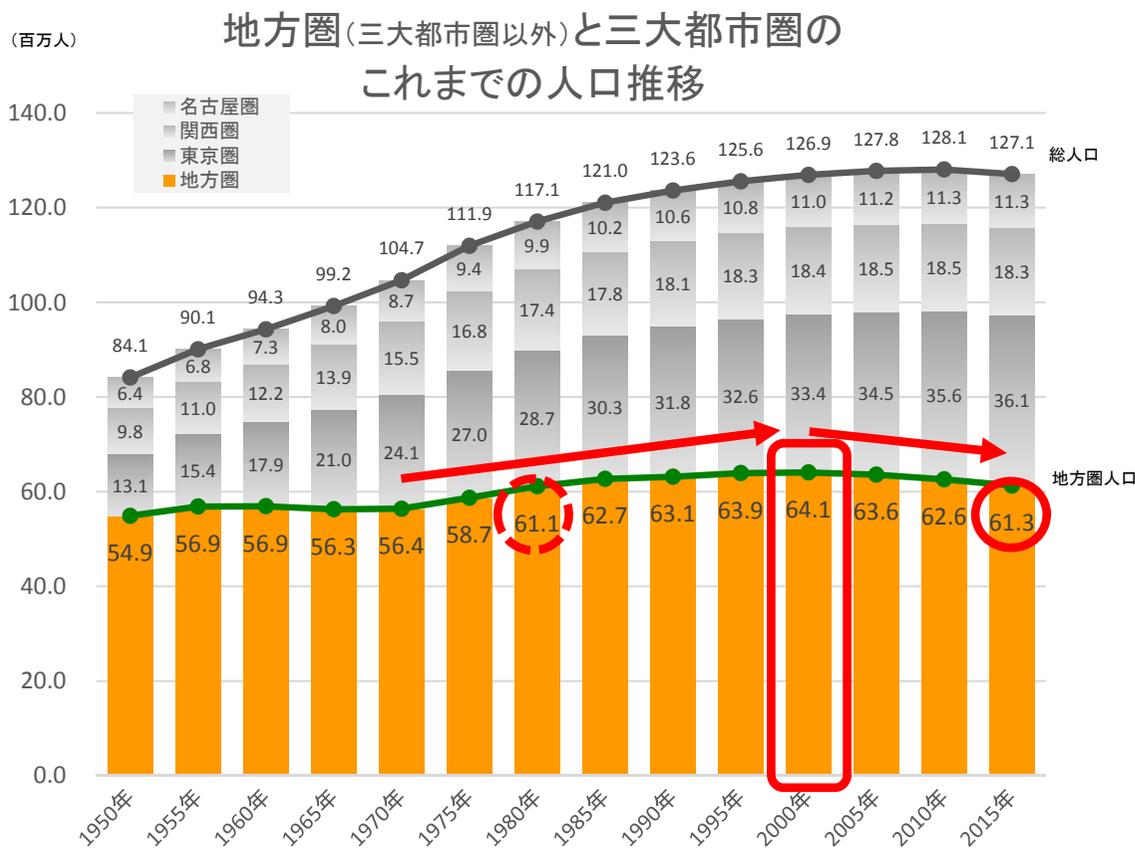
平成30年9月

総務省自治行政局市町村課

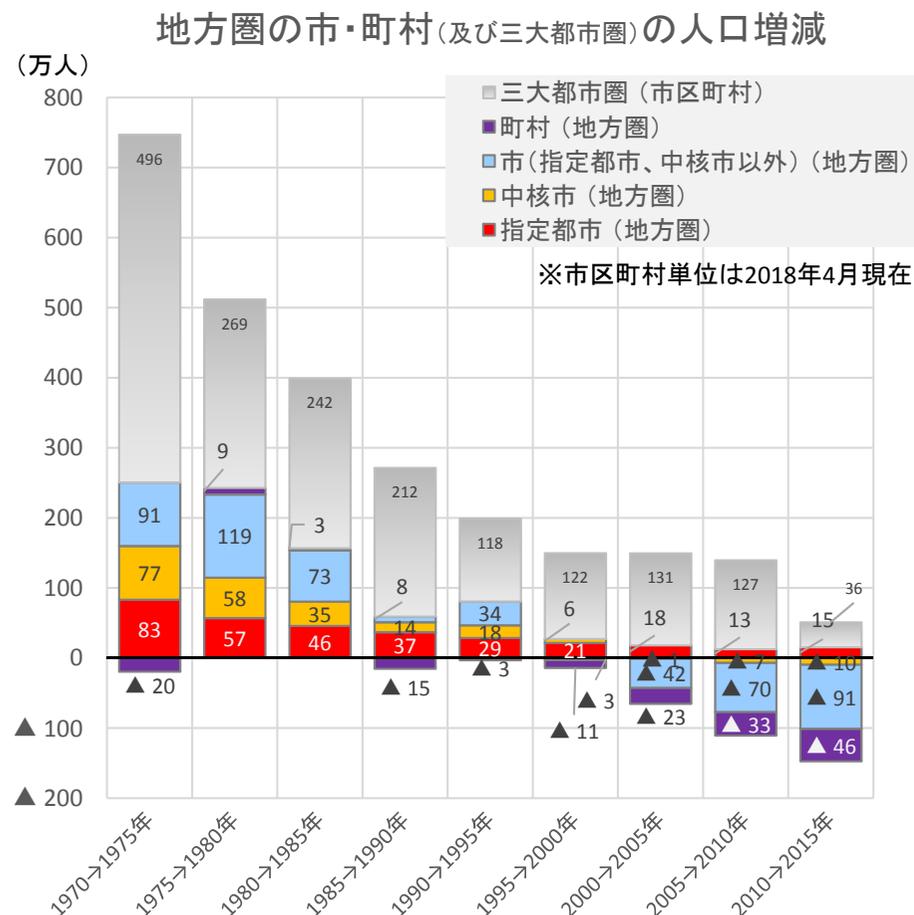
地方圏における人口構造の変化

地方圏におけるこれまでの人口推移

- 地方圏(東京圏、関西圏、名古屋圏以外の非大都市圏)の人口は、1950~60年代は5,600~5,700万で推移していたが、1970年代に増加傾向となり、2000年代前半にピーク(2001年6,408万)となった。それ以降は減少して、2015年には6,130万となっている(1980年と同水準)。 ※ 東京圏・・・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県、 関西圏(大阪圏)・・・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県、 名古屋圏・・・愛知県・岐阜県・三重県
- 指定都市は2015年まで一貫して増加してきたがその増加幅は小さくなっている。中核市は2000年以降、市(指定都市・中核市以外)は1995年以降、減少に転じている。町村は1980年代後半から徐々に減少している。



出典:総務省統計局『国勢調査報告』, 琉球政府統計庁『国勢調査報告』



出典:総務省統計局『国勢調査報告』

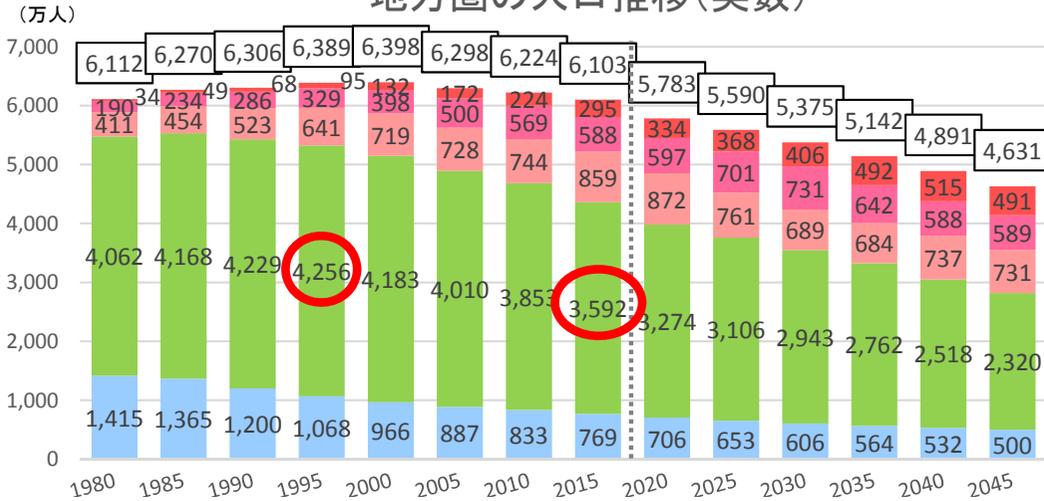
出所:内閣府選択する未来委員会「市区町村別人口・経済関係データ」から総務省作成

地方圏の人口構成の変化（地方圏全体）

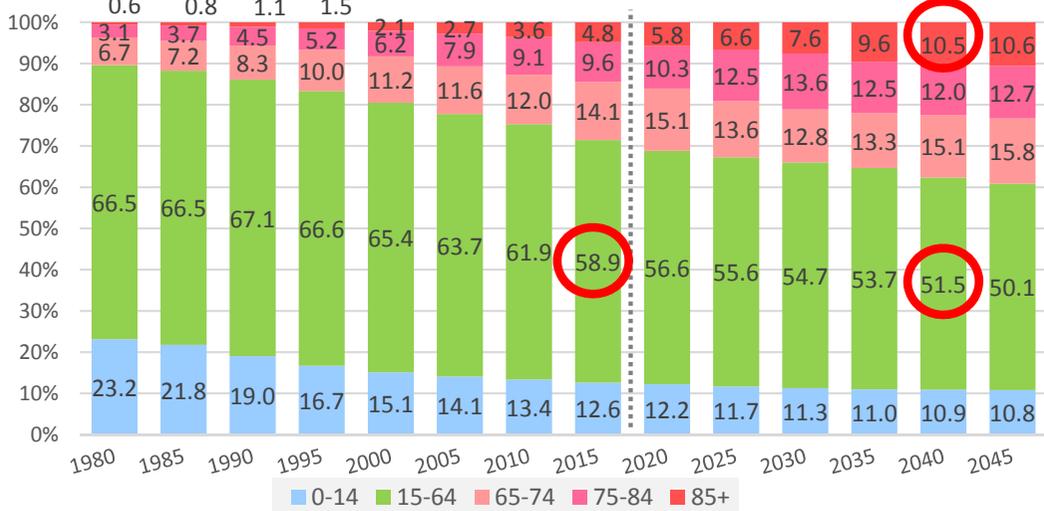
- 地方圏(合計)の生産年齢人口は、既に1995年頃をピークに減少。2015年には3,592万人(1960年代前半と同水準)。
- 今後、生産年齢人口割合が大幅に低下する(地方圏で58.9→51.5%(2015→2040年))。若年人口割合(12.6→10.9%)も低下するが、75歳以上及び85歳以上人口割合が急速に高まる。85歳以上人口は2040年には10.5%となる。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(H30.3推計)」から作成
 ※市区町村別推計を元に作成したため、2020年以降の数値には福島県内市区町村分の人口は含まれない。

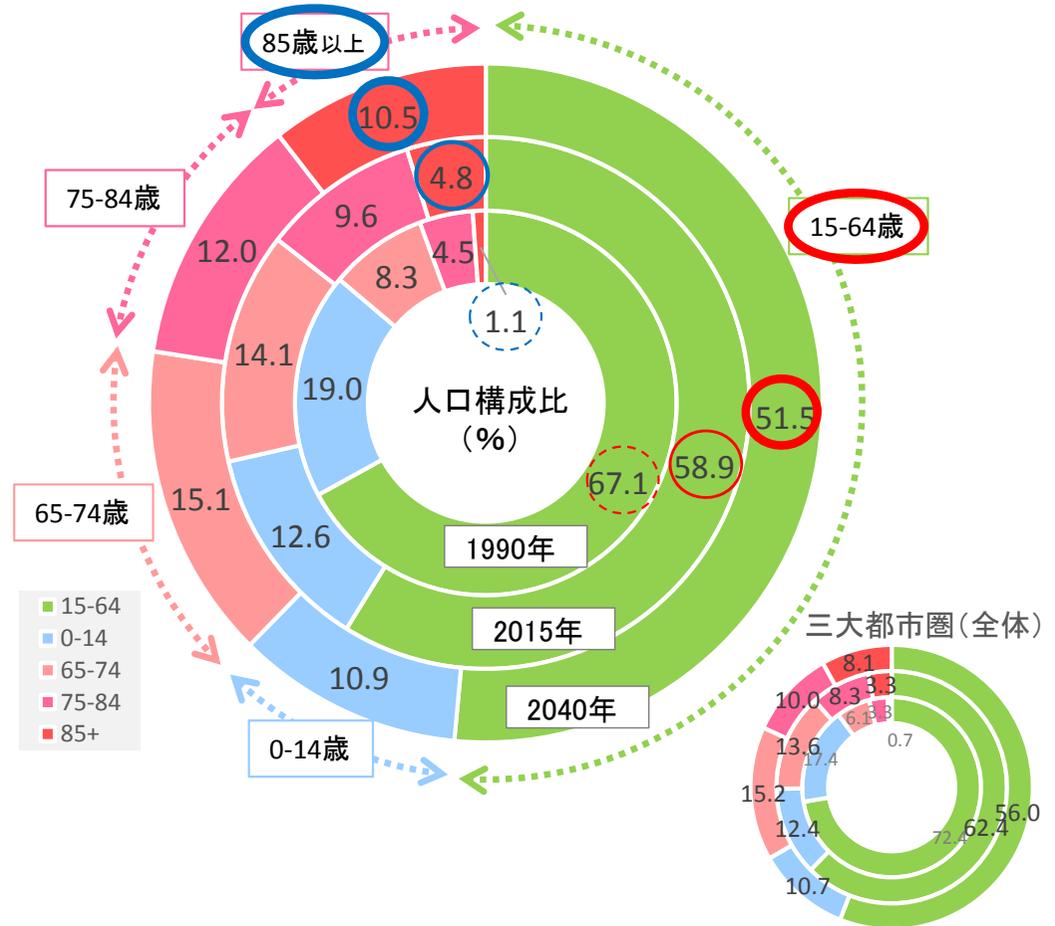
地方圏の人口推移(実数)



地方圏の人口推移(比率)



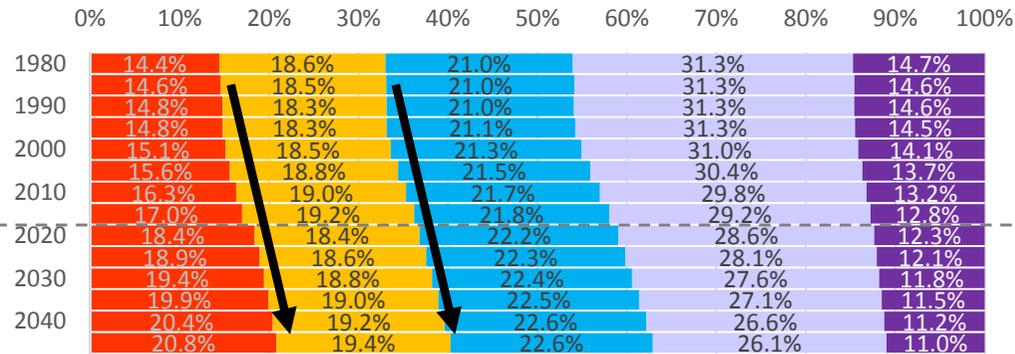
地方圏(全体)



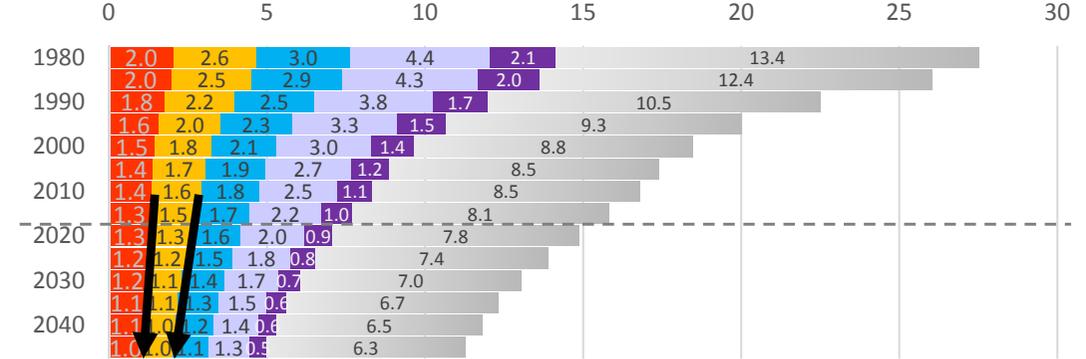
地方圏の人口構成の変化（指定都市・中核市等別）

- 地方圏では、これまで指定都市、中核市及び人口10万以上の市の占める割合が高まってきた。
- 今後も、より人口規模が大きい自治体への集中が見込まれるが、若年人口・生産年齢人口の実数は減少する。

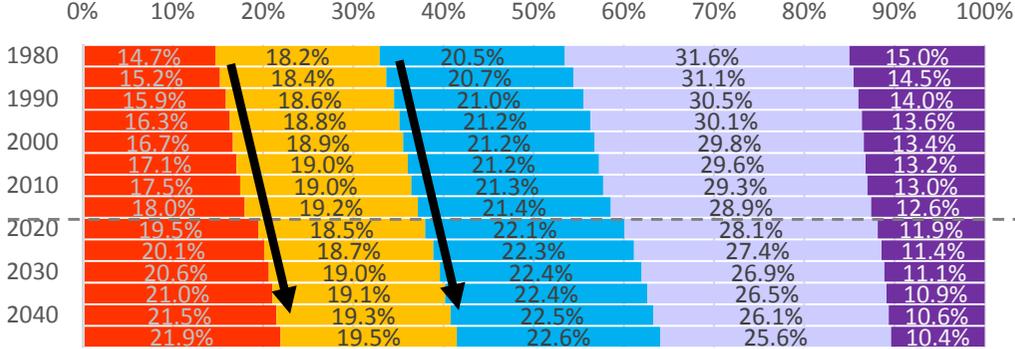
地方圏における市町村区分別割合の推移(0~14歳)



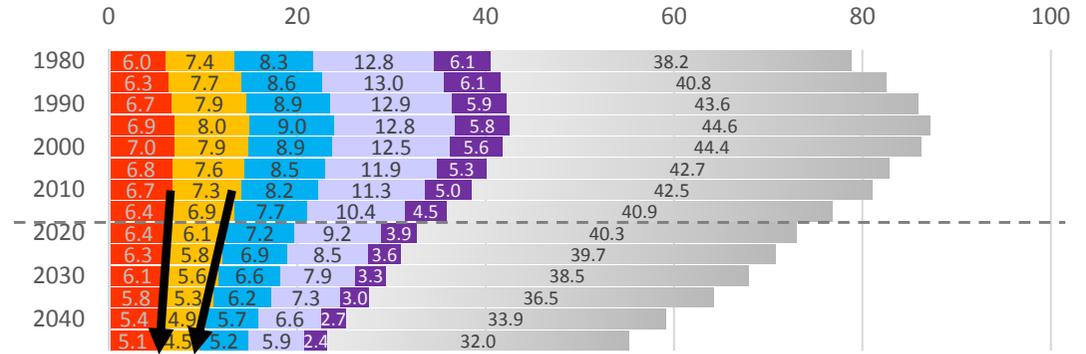
市町村区分別人口(実数・0~14歳)



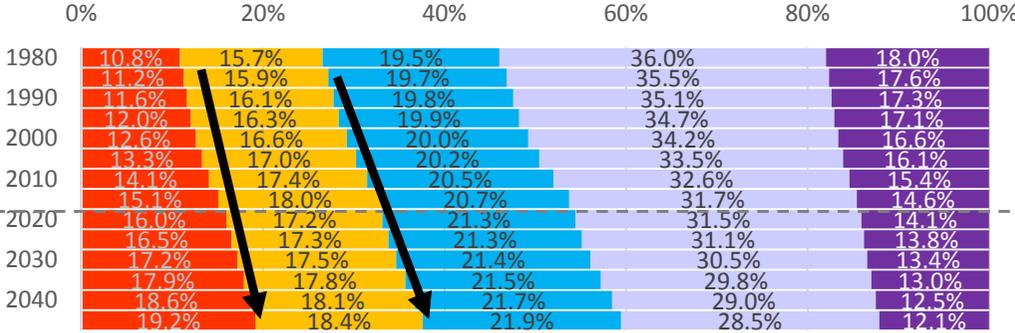
地方圏における市町村区分別人口割合の推移(15~64歳)



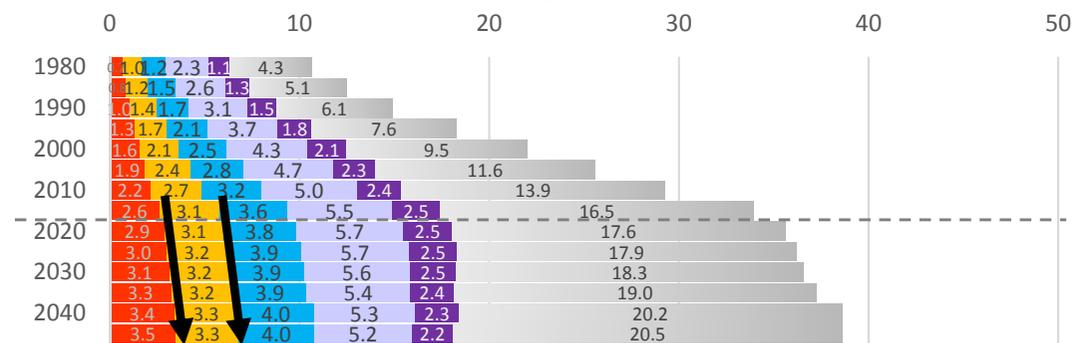
市町村区分別人口(実数・15~64歳)



地方圏における市町村区分別人口割合の推移(65歳以上)



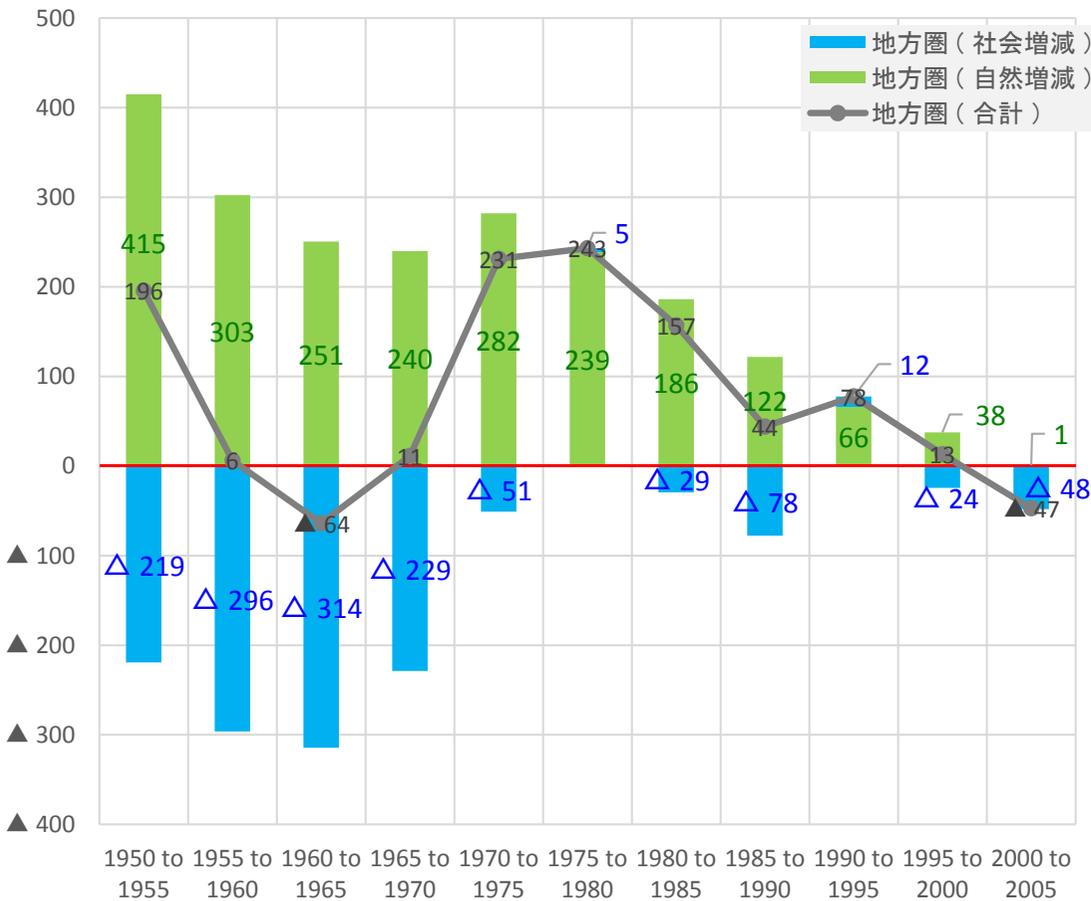
市町村区分別人口(実数・65歳以上)



地方圏の自然増減・社会増減（1950→2005）

- 戦後、全体として自然増であったが、徐々に増加幅が減少。地方圏の道県の多くが自然減に転じている。
- 高度経済成長期には、地方圏の道県はおおむね社会減。1970年代後半、1990年代前半には三大都市圏から地方圏に人口が移動したが、社会増の県は一部にとどまった。
- 1990年代後半から、再度、地方圏全体で社会減となっている。

地方圏の自然増減と社会増減



出所：総務省統計局「日本の長期統計系列(第2章 人口・世帯)」から総務省作成
 原資料：総務省統計局「国勢調査」

地方圏(36道県)の自然増減の傾向(増減段階別道県数)

	1950-1955	1955-1960	1960-1965	1965-1970	1970-1975	1975-1980	1980-1985	1985-1990	1990-1995	1995-2000	2000-2005
+9.0%以上	6	1	1	1	1						
+6.0~9.0%	20	8	2	1	3	1	1				
+3.0~6.0%	10	27	29	28	29	30	16	1	1	1	1
±0.0~+3.0%			4	7	3	5	19	35	31	25	14
▲3.0~±0.0%									4	10	21

地方圏(36道県)の社会増減の傾向(増減段階別道県数)

	1950-1955	1955-1960	1960-1965	1965-1970	1970-1975	1975-1980	1980-1985	1985-1990	1990-1995	1995-2000	2000-2005
+3.0~6.0%					2	2	2		1		
±0.0~+3.0%	3		2	4	10	11	9	7	15	7	5
▲3.0~±0.0%	5	6	3	7	16	23	24	26	20	29	31
▲3.0~▲6.0%	20	12	13	16	8		1	3			
▲6.0~▲9.0%	8	17	13	8							
▲9.0~▲12.0%		1	5	1							5

1980～2000年代の社会増減（地方圏の道県）

- 各地方の中心的な都市である札仙広福（札幌、仙台、広島、福岡）を有する道県のうち、宮城県は継続的に社会増であったが2000年代に入って社会減に転じた。福岡県は一時期を除き、社会増が続いている。
- 北海道、広島は継続的に社会減となっている。

	1980-1985	1985-1990	1990-1995	1995-2000	2000-2005
+3.0～+6.0% (社会増)	茨城、滋賀		滋賀		
±0.0～+3.0% (社会増)	宮城、栃木、群馬、石川、福井、山梨、長野、静岡、 福岡	宮城、茨城、栃木、群馬、山梨、静岡、滋賀	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、石川、山梨、長野、静岡、和歌山、岡山、徳島、香川、 福岡 、熊本	宮城、栃木、群馬、長野、滋賀、高知、 福岡	栃木、滋賀、岡山、 福岡 、沖縄
±0.0～▲3.0% (社会減)	北海道、岩手、秋田、山形、福島、新潟、富山、和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島 、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	北海道、岩手、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島 、山口、徳島、香川、愛媛、高知、 福岡 、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	北海道、青森、岩手、秋田、山形、新潟、富山、福井、鳥取、島根、 広島 、山口、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、新潟、富山、石川、福井、山梨、静岡、和歌山、鳥取、島根、岡山、 広島 、山口、徳島、香川、愛媛、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	北海道、青森、岩手、 宮城 、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、福井、山梨、長野、静岡、和歌山、鳥取、島根、 広島 、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
▲3.0%未満 (社会減)	青森	青森、秋田、長崎			

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（仙台市・男女計）（2017年）

○ 仙台市は1,724人の転入超過となっている。宮城県内で1,371人の転入超過であり、さらに東北5県から4,125人の転入超過であるが、対東京圏で3,502人の転出超過となっている。

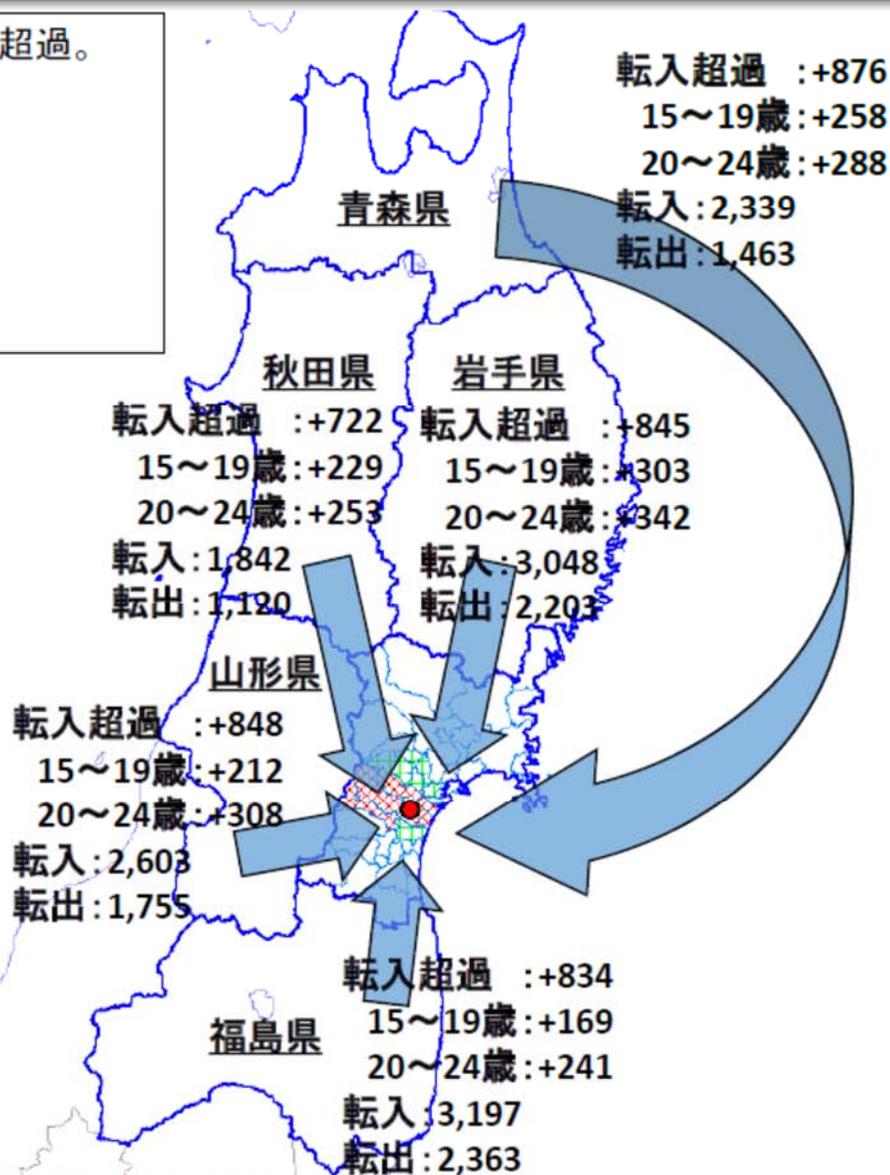
- ◆ 仙台市は全国の市町村に対し1,724人の転入超過。
- ◆ うち、対県内が1,371人、対県外が353人。
- ◆ 対県外353人の内訳は以下の通り。
 - (1) 対東北5県(宮城県を除く): +4,125人
 - (2) 対東京圏: $\Delta 3,502$ 人(転出超過)
 - (3) 対東北、東京圏を除く、その他のブロック(北関東含む): $\Delta 270$ 人

東京圏
(一都三県)

転入超過 : $\Delta 3,502$
 15~19歳: $\Delta 417$
 20~24歳: $\Delta 1,311$
 25~39歳: $\Delta 906$
 40~54歳: $\Delta 477$
 転入: 10,197
 転出: 13,699

その他
ブロック
(東北、東京圏を除く)

転入超過 : $\Delta 270$
 15~19歳: + 164
 20~24歳: + 125
 25~39歳: $\Delta 248$
 40~54歳: $\Delta 168$
 転入: 8,323
 転出: 8,593



資料: 住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

出典: 地方制度調査会専門小委員会(第二回(9/12))まち・ひと・しごと創生本部事務局提出資料
 (住民基本台帳の人口移動データ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成)

通勤・通学10%圏

地方都市（指定都市、中核市等）の通勤・通学10%圏

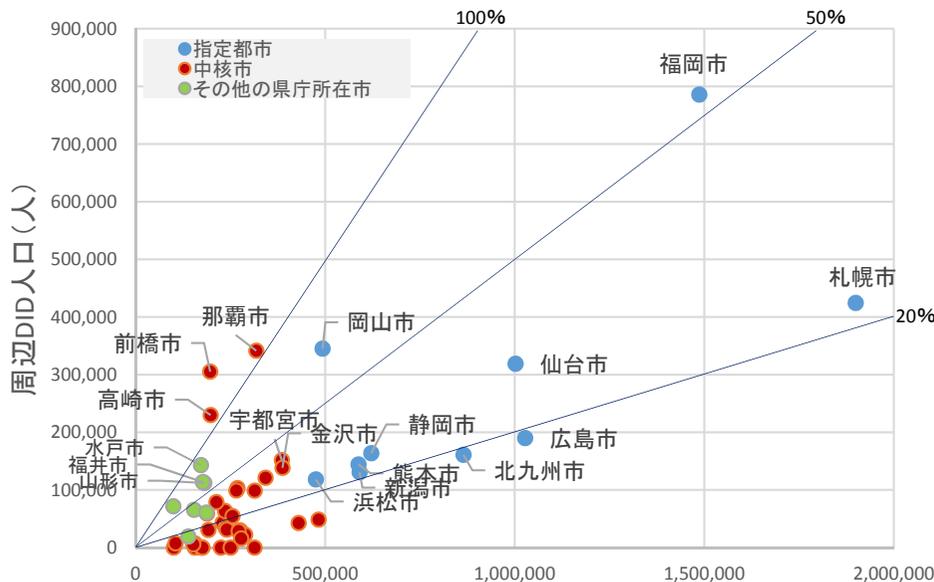
- 地方都市（地方圏の指定都市、中核市、その他の県庁所在市）の多くでは、その都市への通勤・通学10%圏である周辺市町村が存在する。
- 社会経済的一体性が高い周辺市町村のDID（人口集中地区）人口が中心市の5割以上となる自治体も多い。

地方都市の通勤・通学10%圏の市町村数
(地方圏の指定都市、中核市及びその他の県庁所在市を集計)

※着色は県庁所在市

	指定都市	中核市	その他の県庁所在市
10団体以上	仙台市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	郡山市、宇都宮市、長野市、高知市、那覇市	山形市、水戸市、甲府市、徳島市
6～9団体	札幌市、新潟市	旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、前橋市、高崎市、富山市、金沢市、和歌山市、福山市、高松市、久留米市、宮崎市	福井市、佐賀市
3～5団体	浜松市	函館市、青森市、福島市、鳥取市、倉敷市、呉市、松山市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市	
2団体以下	静岡市	いわき市、大津市、松江市、下関市	山口市

中心市と周辺市町村*のDID人口



周辺DID人口(合計)の中心市DID人口に対する割合

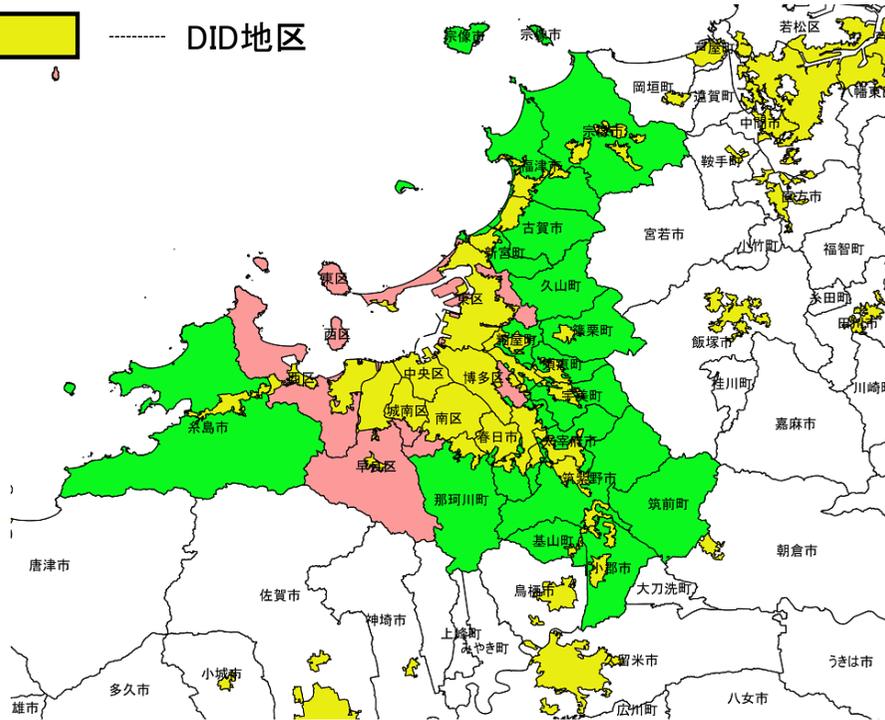
都市名	割合
前橋市、高崎市、那覇市	100%以上
山形市、水戸市、福井市、岡山市、山口市、福岡市	50～100%
札幌市、仙台市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、甲府市、長野市、静岡市、浜松市、大津市、福山市、徳島市、高松市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市	20～50%
函館市、盛岡市、福島市、郡山市、和歌山市、広島市、高知市、北九州市、佐賀市、鹿児島市	10～20%
旭川市、青森市、八戸市、秋田市、いわき市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、下関市、松山市、佐世保市、宮崎市	0～10%

※通勤・通学10%圏の市町村を指す。 中心市DID人口(人)

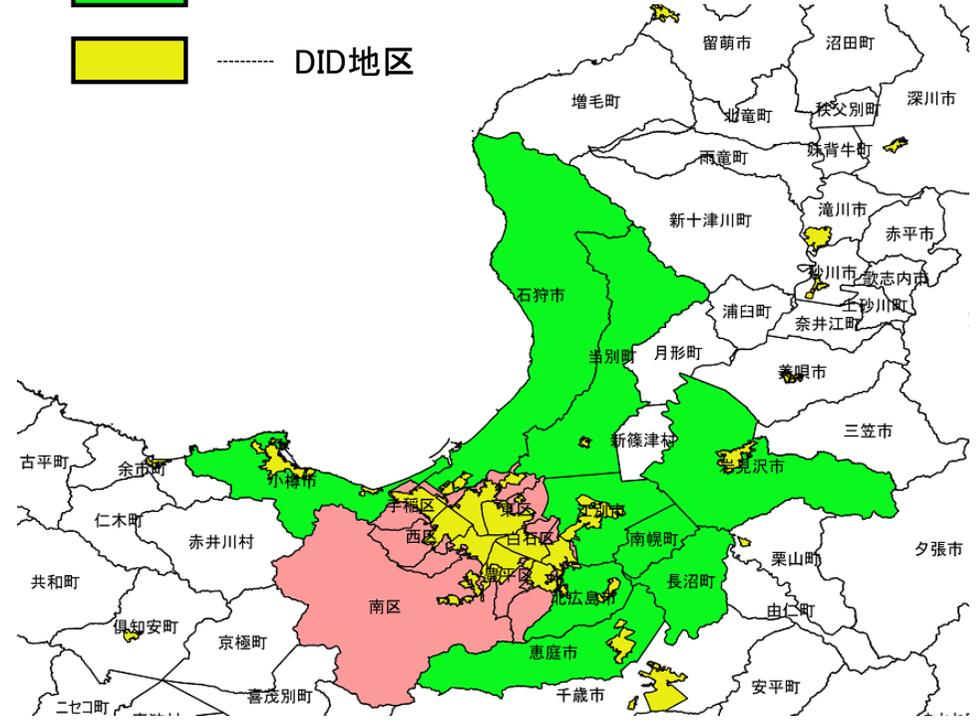
出典)総務省統計局「H27国勢調査」から総務省作成。

札幌市、福岡市の通勤・通学10%圏

- 福岡市
- 通勤・通学10%圏
- DID地区

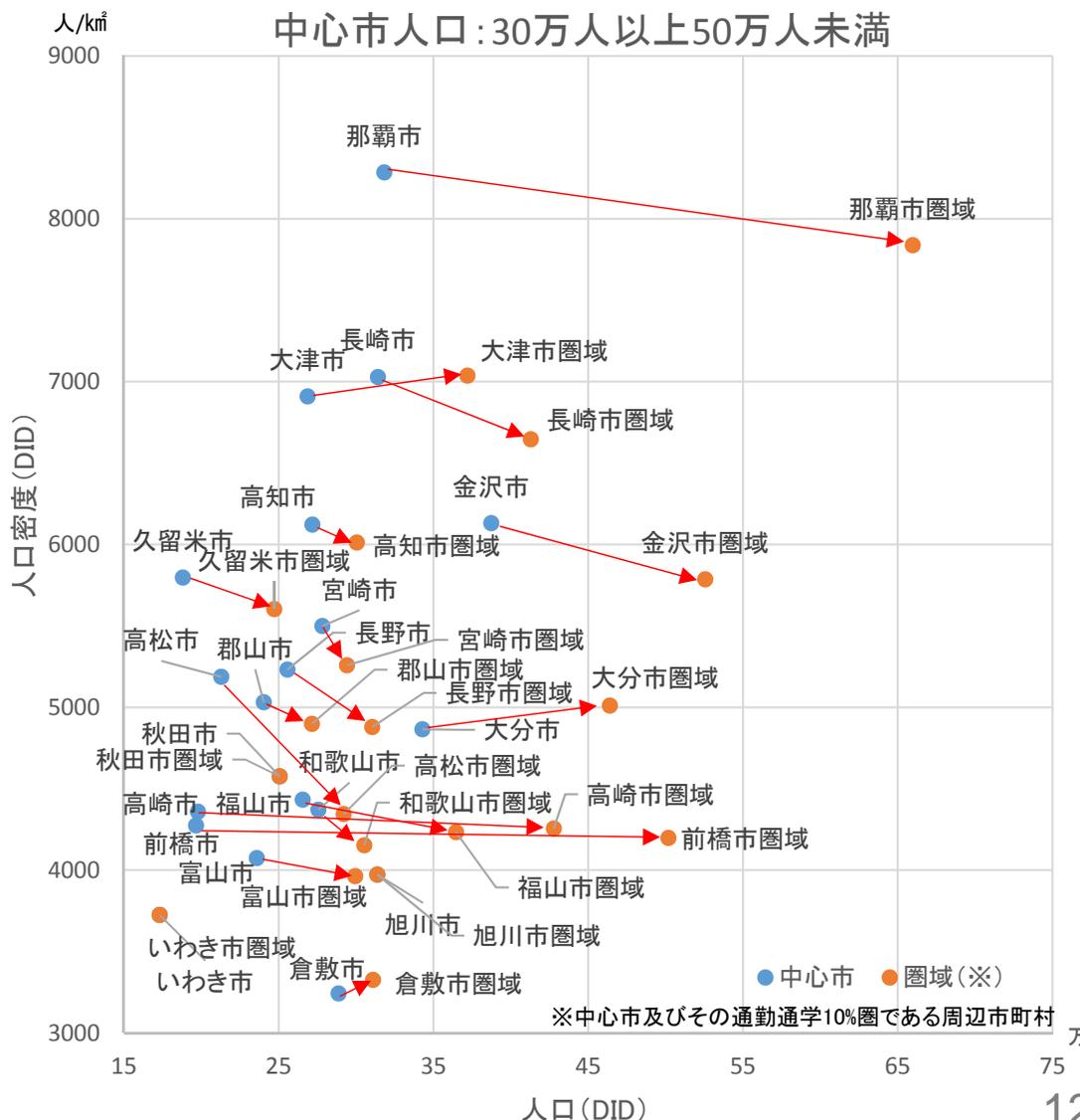
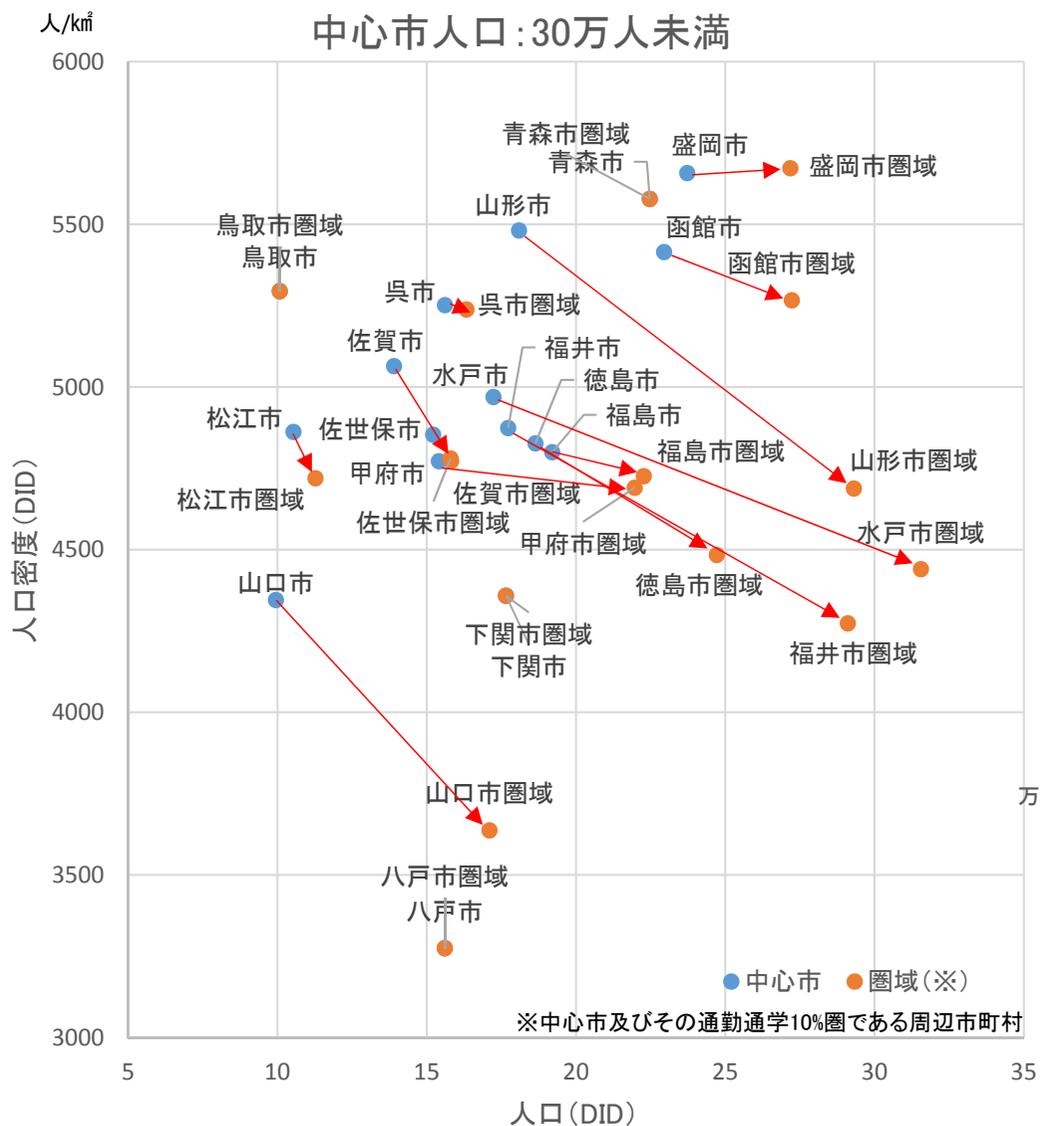


- 札幌市
- 通勤・通学10%圏
- DID地区



地方都市（地方圏の指定都市、中核市等）の通勤・通学10%圏

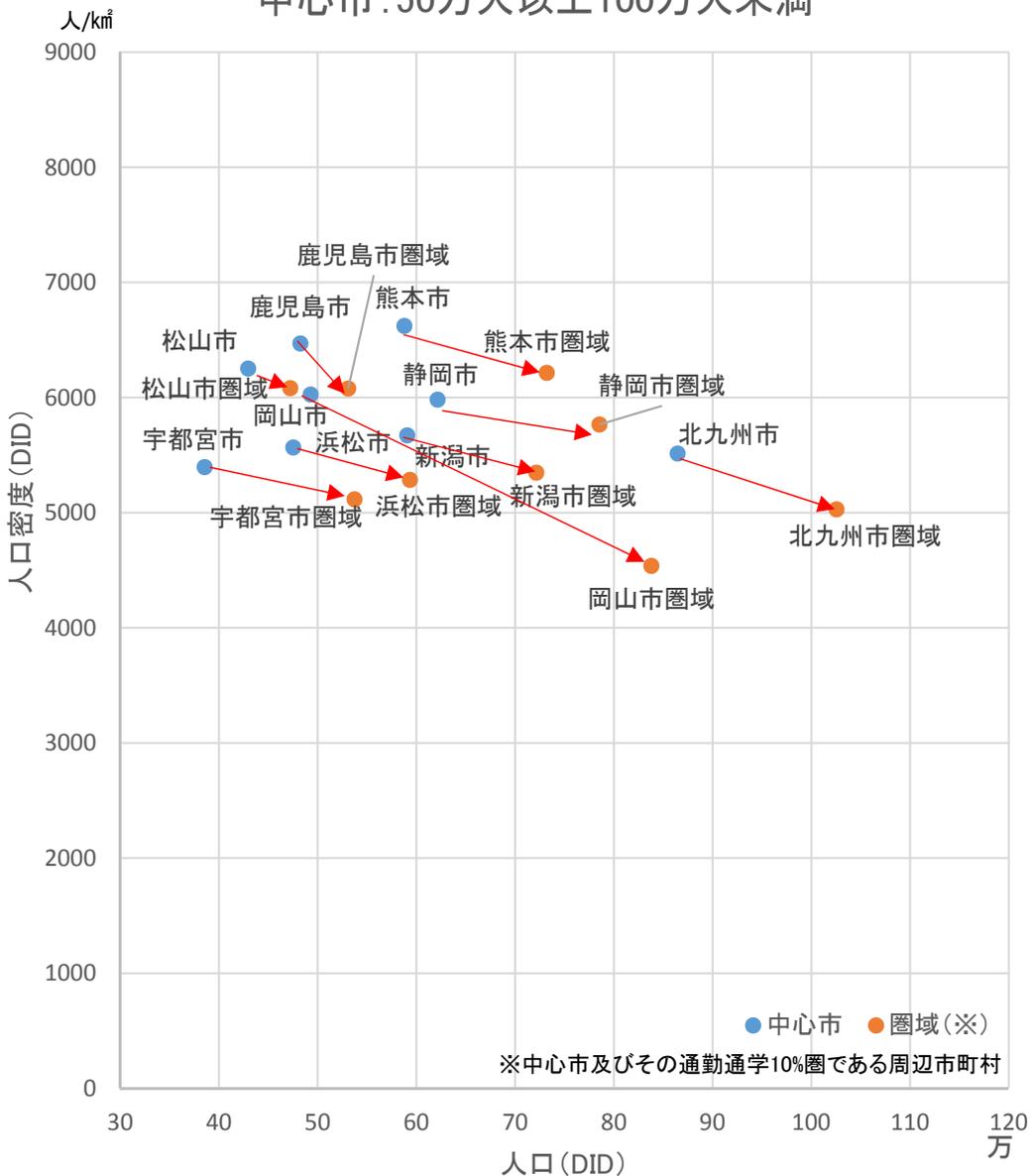
- 地方都市（地方圏の指定都市、中核市、その他の県庁所在市）とその通勤・通学10%圏である周辺市町村を含めたDID人口密度は、ほとんどの市で、中心市単独のDID人口密度よりも低下する。
- 一方で、周辺市町村を含めたDID人口密度が中心市と大きく変わらない市も存在する。
- 周辺市町村にDIDが存在しないものも存在する。



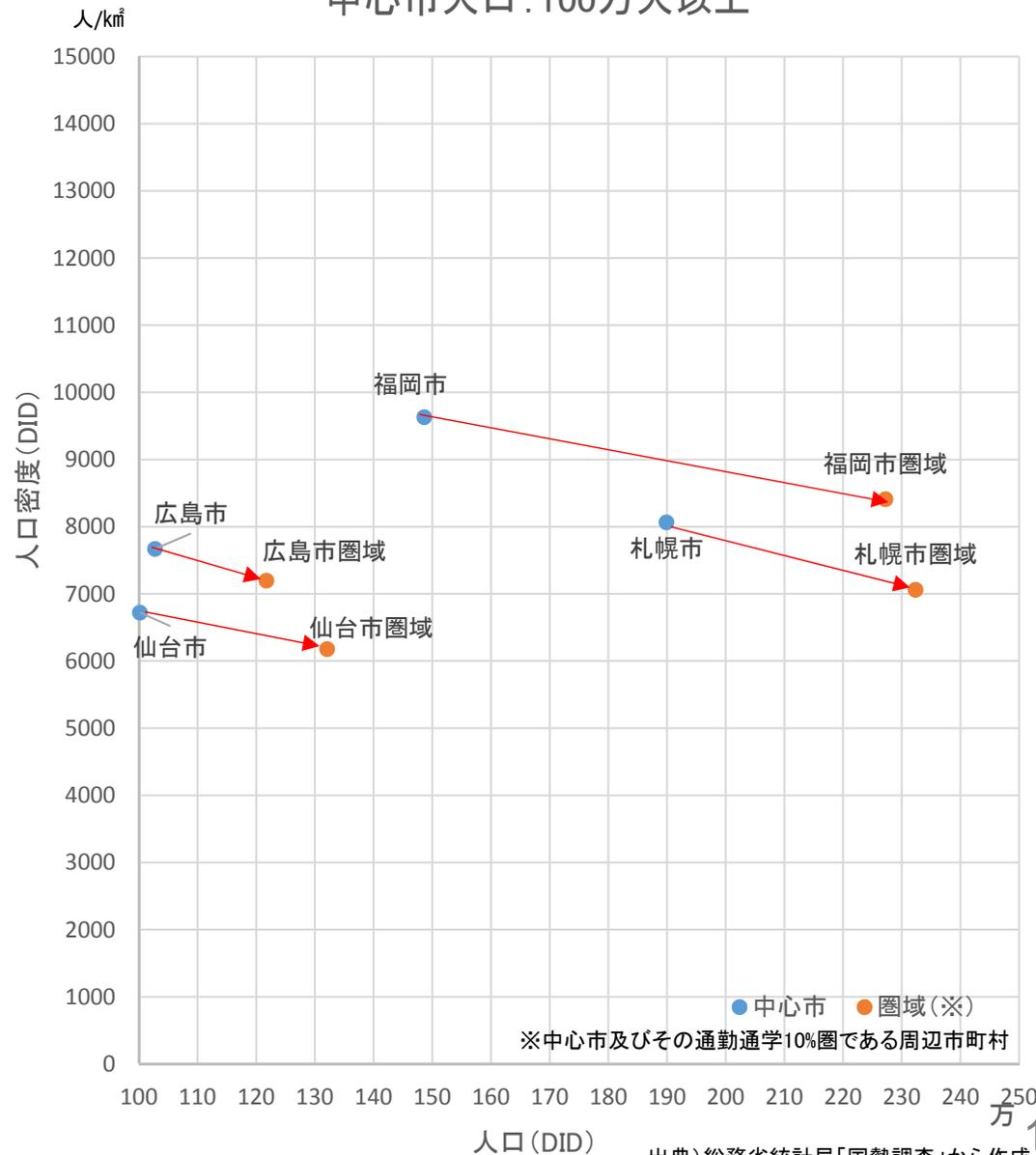
地方都市（地方圏の指定都市、中核市等）の通勤・通学10%圏

○ 地方都市（地方圏の指定都市、中核市、その他の県庁所在市）とその通勤・通学10%圏である周辺市町村を含めたDID人口密度は、人口50万人以上の市では、周辺市町村を含めたDID人口密度が中心市と大きく変わらないものが多い。

中心市：50万人以上100万人未満



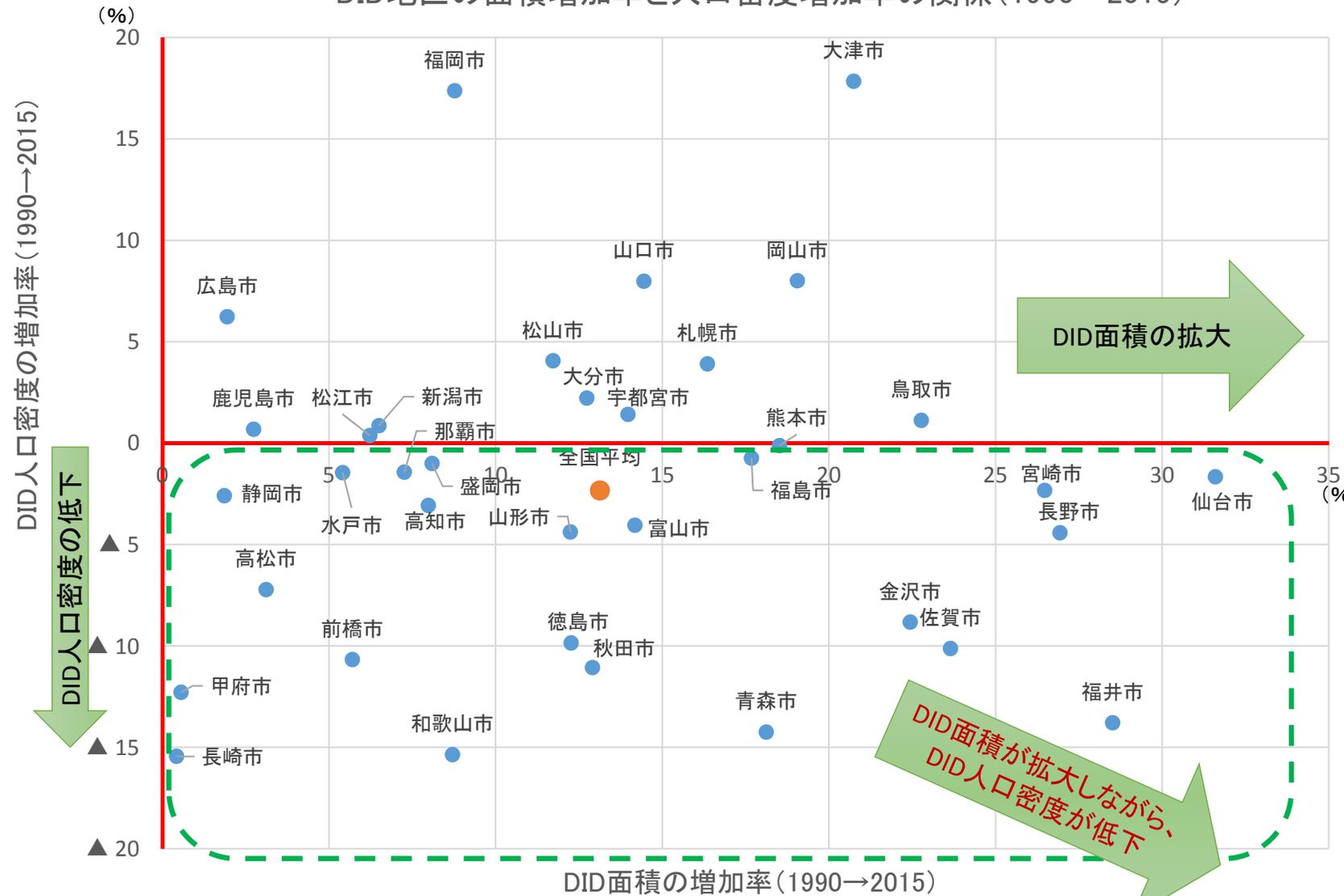
中心市人口：100万人以上



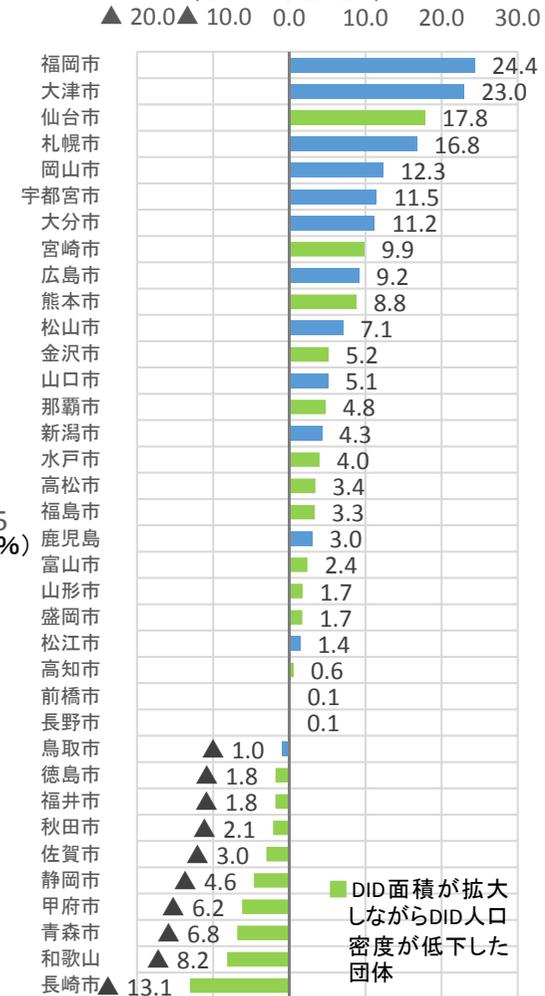
県庁所在市（地方圏）の変化（DIDの面積と人口密度、1990→2015）

- 地方圏の県庁所在市では、1990年から2015年にかけて、全ての団体でDID(人口集中地区)の面積が拡大。
- 大津市、福岡市、岡山市などでは人口が増加しており、DID面積の拡大とDID人口密度の向上が同時に進んだ。
- 一方で、DID面積が拡大しながら、DID人口密度が低下した団体(=DIDが低密度化した団体)も多くある。

DID地区の面積増加率と人口密度増加率の関係(1990→2015)



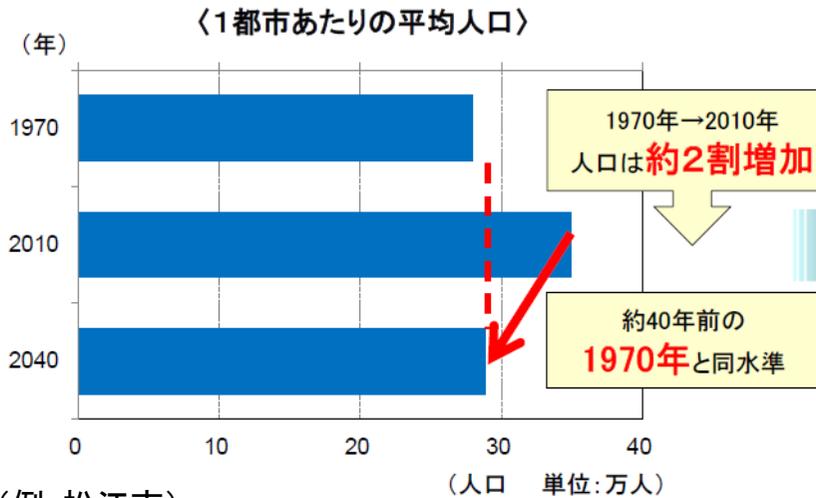
県庁所在市の人口変化率(1990→2015)



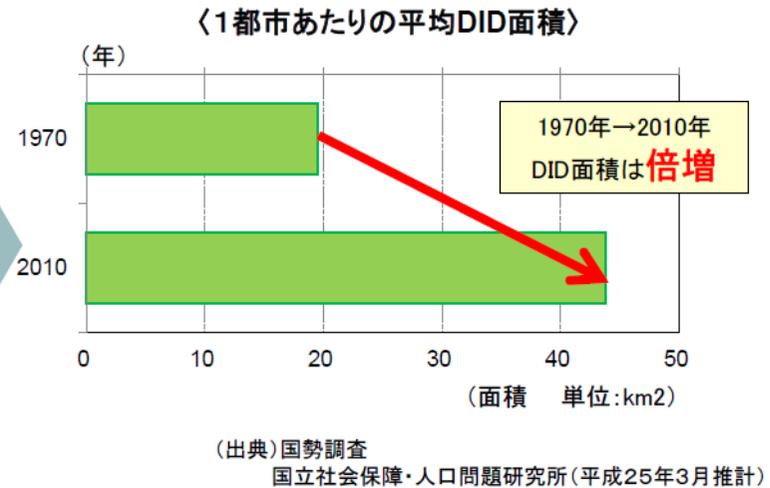
県庁所在市のDID（人口集中地区）面積の拡大

- 県庁所在地のDID(人口集中地区)面積は、人口の伸びを上回るペースで拡大し、DID人口密度は低下している。
※DID: 人口密度1km²当たり4,000人以上の基本単位区が隣接し、隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域
- 人口の拡散によりDID面積は拡大したが、人口密度の低下が続くと最終的に消滅に至る。

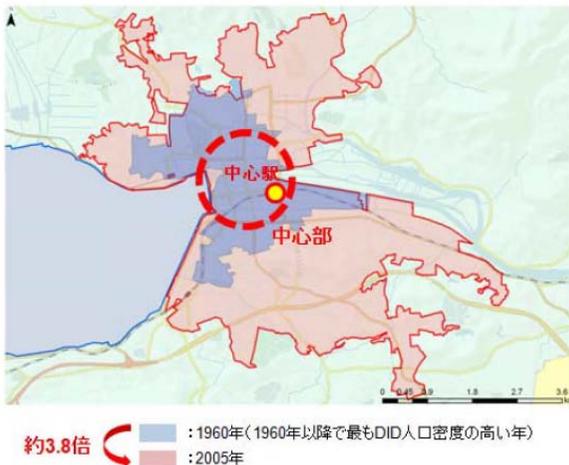
県庁所在地の人口の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



県庁所在地のDID面積の推移
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

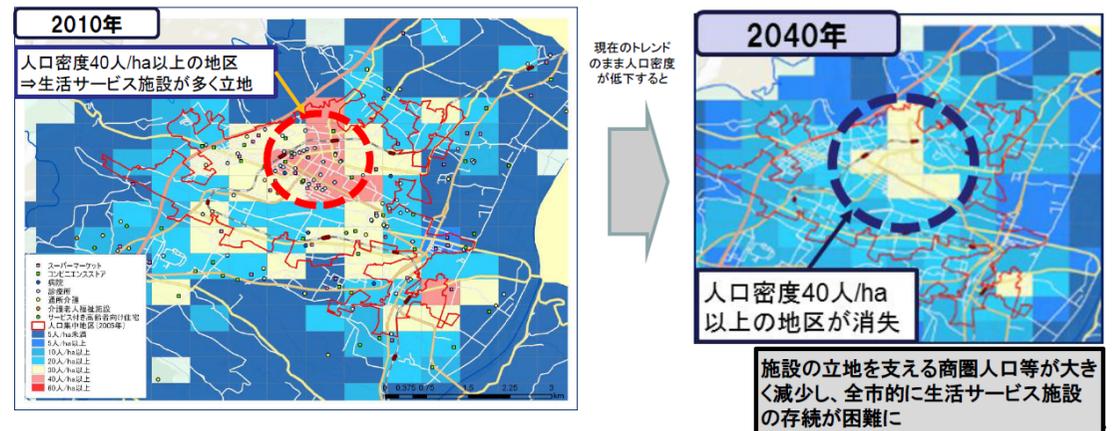


DID地区の推移(例:松江市)



DID(Densely Inhabited District): 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区が隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

〈地方都市における人口密度低下のイメージ〉



都市のコンパクト化

- 拡散した市街地をコンパクト化し、都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」の取組が進められている。
- 従来、人口増加を前提とした手法が採られてきたが、人口減少局面にはその有効性が低下するおそれ。

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

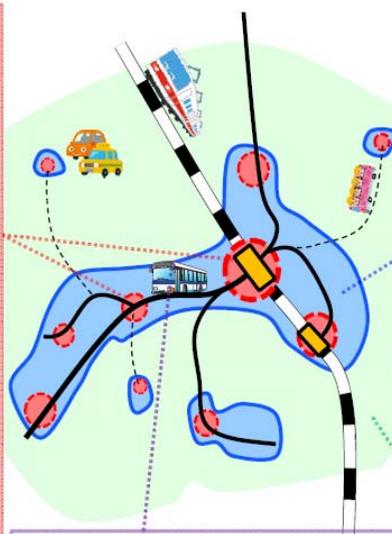
- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

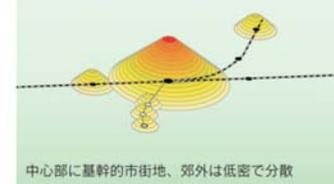
公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所・乗降場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

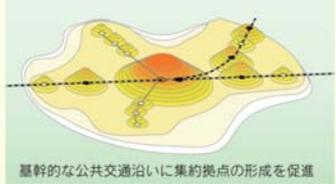
コンパクトシティの都市構造のイメージ

(1)かつての市街地



中心部に基幹的市街地、郊外は低密度で分散

(4)求めるべき市街地像

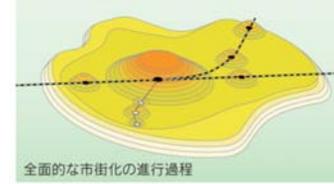


基幹的公共交通沿いに集約拠点の形成を促進

今までの市街地の傾向

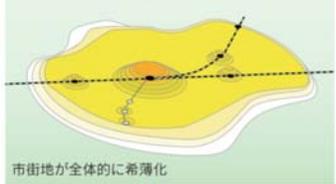
都市構造改革

(2)今の市街地



全面的な市街地の進行過程

(3)低密度になった拡散市街地



市街地が全体的に希薄化

【出所】国土交通省第10回コンパクトシティ形成支援チーム（H30.6）提出資料「i-都市再生」を活用した都市構造の可視化（国土交通省都市局、内閣府地方創生推進事務局）
 原資料：平成19年7月20日社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか（第二次答申）」

※出典：国土交通省「都市再生特別措置法等の改正について」から作成

人口増加（都市化・経済拡大）が前提

- 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）
- 市街地開発事業（土地区画整理事業など）
- 容積率規制緩和の各種手法



人口減少局面

- 都市への（絶対的な）人口の流れが止まる
- 各種の社会基盤・公共施設の必要性も低下
- 土地や床に対する需要も全体としては低下傾向

※出典：経済産業省「第4回地域経済研究会 瀬田大阪市立大学大学院准教授提出資料」から作成

**産業構造・都市空間の変化と
新たな行政課題**

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模

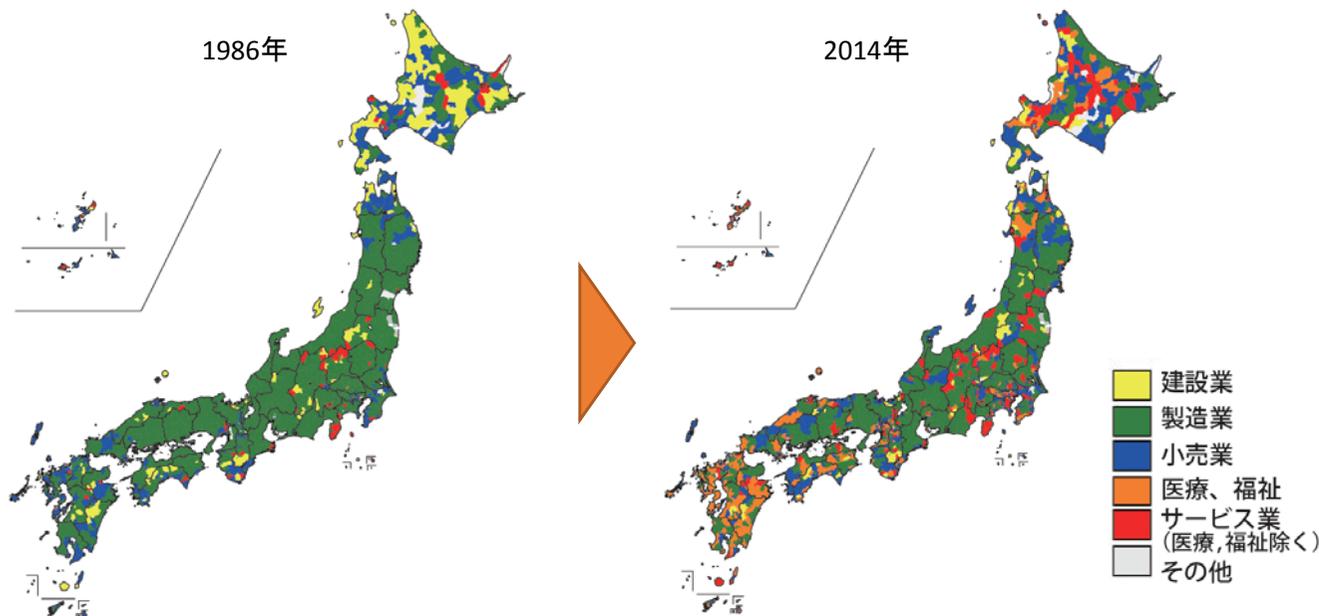
- 小売では定住自立圏の中心市規模(5~10万人程度)でショッピングセンター、中核市~指定都市規模(20万人程度以上)で百貨店の立地がみられる。
- 対企業サービスは一定の人口規模がある自治体に立地しており、定住自立圏の中心市規模で法律事務所や経営コンサルタントが、中核市~指定都市規模で公認会計士事務所が見られる。
- 学術研究では、定住自立圏の中心市規模で博物館・美術館、学術・開発研究機関、中核市~指定都市規模で大学の立地が見られる。
- 医療・福祉では小規模自治体でも診療所や介護老人福祉施設は立地している。人口1~2万人程度で一般病院や訪問介護事業が、中核市~指定都市規模では地域医療支援病院や救命救急センター施設が見られる。

	~5,000人程度	1~2万人程度	5~10万人程度	20万人程度~
小売	飲食料品小売店 書籍・文房具小売業	男子服小売業	ショッピングセンター	百貨店
金融	郵便局	銀行(中央銀行除く)	金融商品取引業	
対企業サービス		税理士事務所	インターネット付随サービス 法律事務所 経営コンサルタント(4~6万人)	公認会計士事務所(9~28万人)
学術研究、 教育・学習支援		外国語教室(2~3万人)	博物館、美術館 学術・開発研究機関	大学(13~18万人)
医療・福祉	一般診療所 歯科診療所	一般病院 救急告示病院(2~4万人)		地域医療支援病院 (10~23万人) 救命救急センター施設 先進医療を実施する病院
	介護老人福祉施設	訪問介護事業 介護老人保健施設	介護療養型医療施設(3~6万人) 有料老人ホーム	

地域の産業構造の変化

- 市町村ごとの従業者数をみると、小売業やサービス業、特に医療・福祉が最多となる市町村が著しく増加。製造業からサービス業へと産業構造が変化している。
- 労働集約型サービス業(卸・小売、運輸、医療・福祉など)は労働生産性が低い。

従業者数が最多となる業種(市町村別)

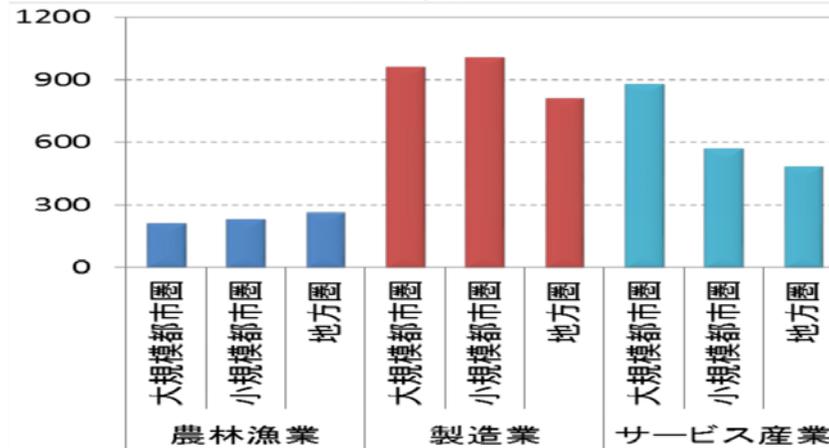
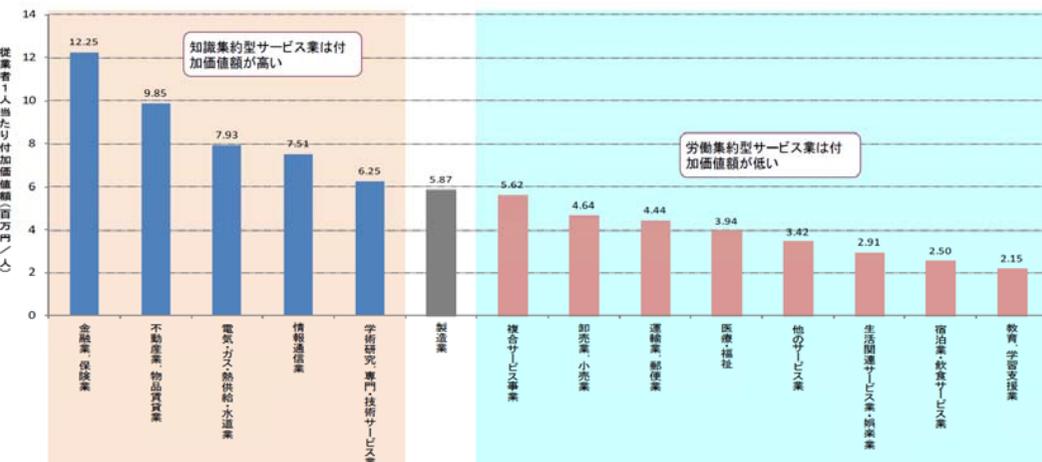


出典: 経済産業省「中小企業白書2017年版」、
内閣官房「地域ごと創生会議(第1回)」

産業別の労働生産性

単位
(万円/人)

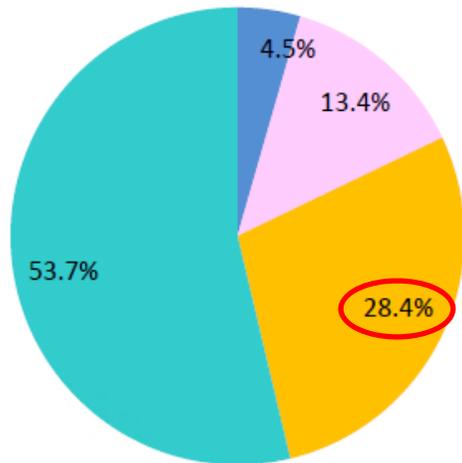
<産業別労働生産性>



大規模集客施設等の立地に係る広域調整

- 中心市街地活性化基本計画の認定を受けるためには、大規模集客施設について一定の立地制限が必要。認定を受けた市では、相対的に隣接市町村への立地が進む事態も発生。
※大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館等。
- 近接する自治体の郊外部で大規模集客施設が立地し、生活環境やコンパクトシティの取組などに重大な影響を及ぼしかねないと認められる事例も見られる。

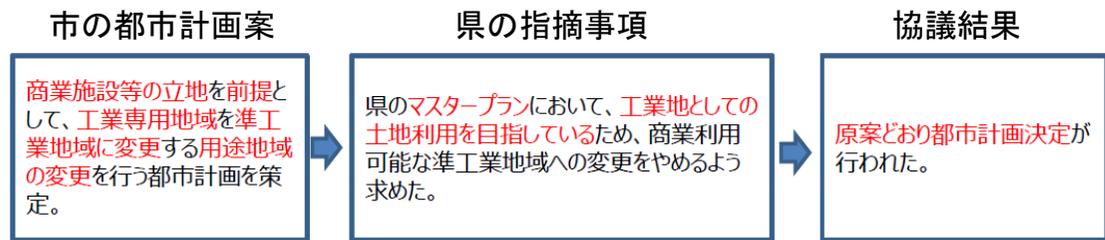
中心市街地活性化基本計画の認定市への大規模集客施設の立地状況



- 相対的に中心市街地内(中心部)への立地が進んだ
- 相対的に中心市街地外(郊外)の自市町村内への立地が進んだ
- 相対的に隣接市町村への立地が進んだ
- 自市町村内及び隣接市町村への立地はない

※出典：産業構造審議会中心市街地活性化部会(第2回) 平成24年度実施経済産業省アンケート調査
調査対象：中心市街地活性化基本計画認定110市(うち、82市からの回答結果より作成)

調整が行われなかったケース



調整が行われたケース

<富山県の事例>

- 富山市では、高速 I C や国道に隣接する市街地調整区域内のエリアについて、従来から、工業系、商業系等の企業誘致に努めてきたところ、2012年に大規模商業施設の誘致が具体化するに至った。
- 当該エリアの地区計画の策定に係る射水市と県との協議に際して、県は、関係市に対して意見聴取を実施。
- 射水市に隣接する富山市は、コンパクトなまちづくり及び中心市街地活性化に大きな影響が生じることから、反対の意見を表明。その他の隣接市は、他市の政策を尊重する考えや自市のまちづくりへの影響は大きくないという判断から、異存なしとの意見を表明。
- 県は、富山市の意見も勘案し、射水市に対して地区計画の区域を当該商業施設の立地に必要最小限の範囲とするよう助言。結果として、射水市は地区計画案を当初の33haから11haに縮小した上で決定した。(2013年12月)

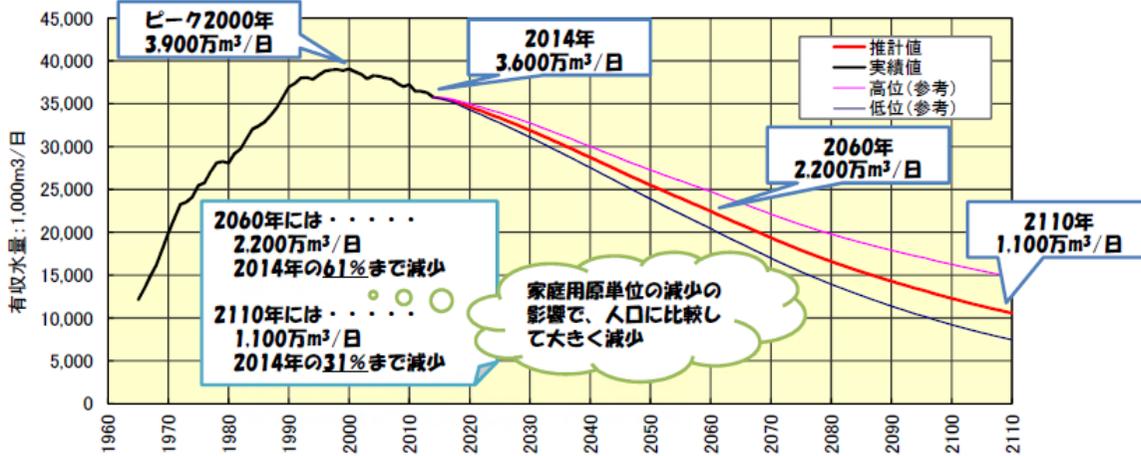


※出典：国土交通省「都市計画基本問題小委員会 第1回配布資料」

水道事業の課題

- 人口減少に伴い水需要は減少の一途。特に、人口減少が進む地方の小規模自治体で大きく減少。
- 公営企業の水道事業では、有収水量の減少にあわせて費用を減少させなければ、水道料金の引き上げ等の収入確保が必要。
- 管路更新が進まず老朽化が進展。管路更新率0.76%(H26)では、全ての管路更新に130年かかる。

水道の有収水量の見通し



※高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位出生高位(高位)、死亡高位出生低位(低位)の推計結果

広域化した群馬東部水道企業団の構成市町村が広域化しなかった場合の給水原価の見通し

(給水原価の単位: 円/m³)

	H23	H36	H62
太田市	157.9	223.9 (142%)	297.3 (188%)
館林市	147.1	199.2 (135%)	275.1 (187%)
みどり市	162.7	227.1 (140%)	331.9 (204%)
板倉町	156.5	277.1 (177%)	428.0 (273%)
明和町	148.4	289.6 (195%)	448.5 (302%)
千代田町	169.3	217.6 (129%)	312.7 (185%)
大泉町	108.4	198.2 (183%)	317.4 (293%)
邑楽町	149.4	206.9 (138%)	318.8 (213%)
東部地域	150.8	219.8 (146%)	308.2 (204%)

注) ()は平成23年度の給水原価に対する比率(□:150%以上、□:200%以上)

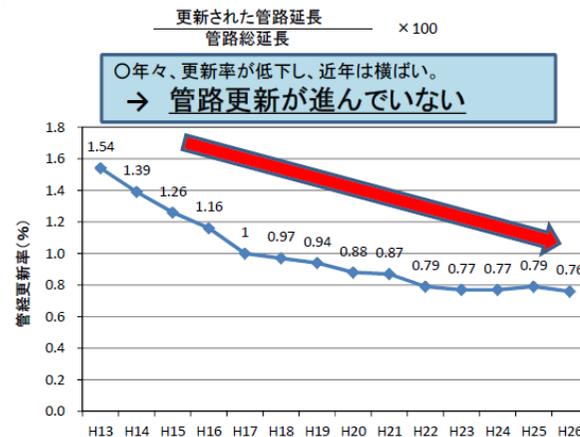
⇒広域化による、施設の統廃合や人件費の削減等の効果により、平成36年度まで料金改定の必要性なし

※出典: 群馬東部水道広域化基本構想、群馬東部水道広域化基本計画等

管路経年化率(%)



管路更新率(%)



※出典: 厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書

(例)小規模市町村(A町)の水道事業の見通し

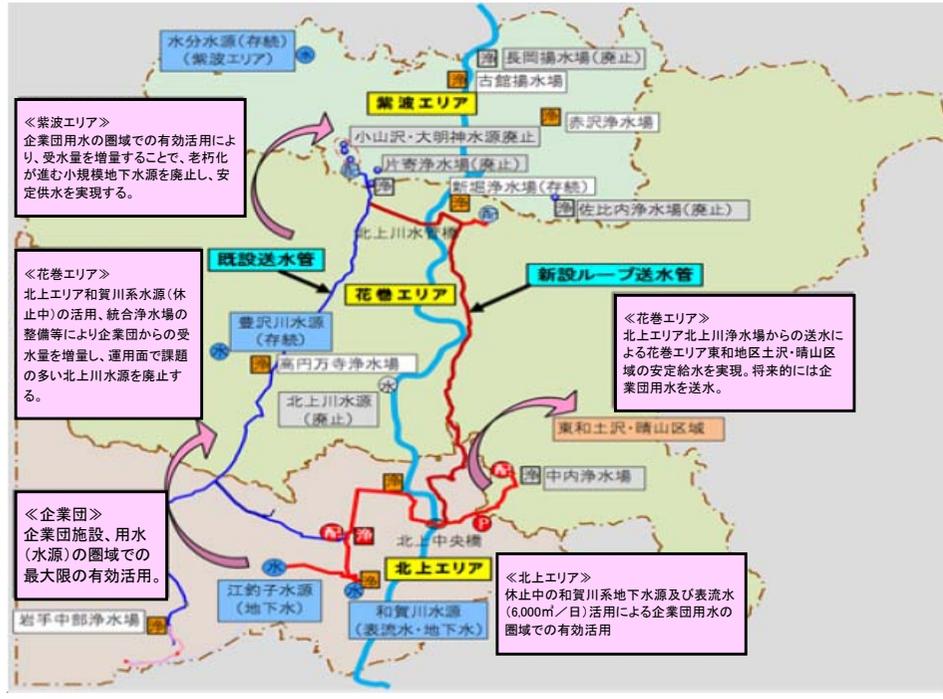
	H29(2027)	H39(2037)	H49(2047)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価 (円/m³)	174.6	323.6	602.7
平均的な4人家族の料金	3,957円	7,335円	13,661円

公共施設（水道分野）における複数自治体の連携事例

- 複数の市町村が水道事業を統合し、施設の統廃合や更新投資の抑制を検討する事例が見られる。
- 埼玉県秩父市では、定住自立圏の取組の一つとして水道事業の運営の見直しを検討。

岩手中部水道企業団（H26.4統合）

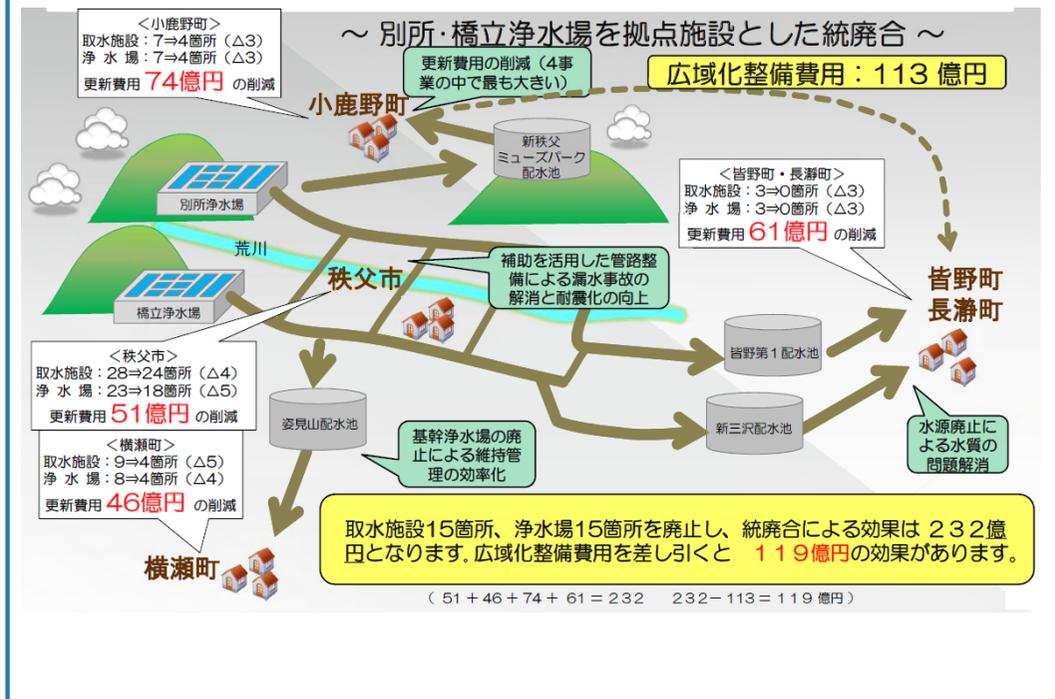
- 北上市、花巻市及び紫波町が統合し、施設の統廃合、更新投資の抑制を検討。
- 水源や水道施設の統廃合及びバックアップ体制の構築を検討した結果、下記の統廃合を計画し、推進中。
 - ・取水施設数36(統合前) → 23(H37)
 - ・浄水施設数34(統合前) → 21(H37)
 - ・配水施設数84(統合前) → 73(H37)



集約化事例

秩父広域市町村圏組合（H28.4統合）

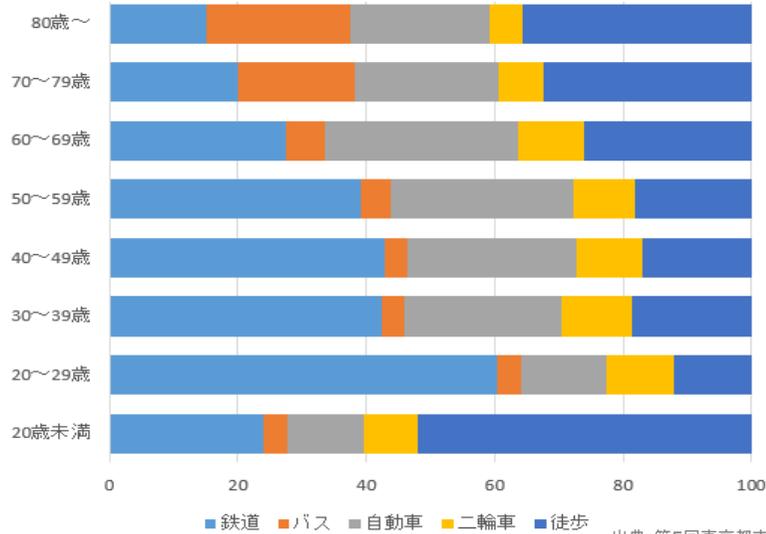
- 定住自立圏の取組の一つとして、水道事業の運営の見直しを検討。
- 秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野町、長瀬町が統合し、更新費用や固定費の削減を検討。
- 拠点となる施設を設定し、統廃合を検討した結果、下記の統廃合を計画し、推進中。
 - ・取水施設数47(統合前) → 32(H38)
 - ・浄水施設数41(統合前) → 26(H38)
- 更新費用232億円に対し、集約化整備費用113億円⇒119億円のコスト削減効果が想定。



公共交通の課題

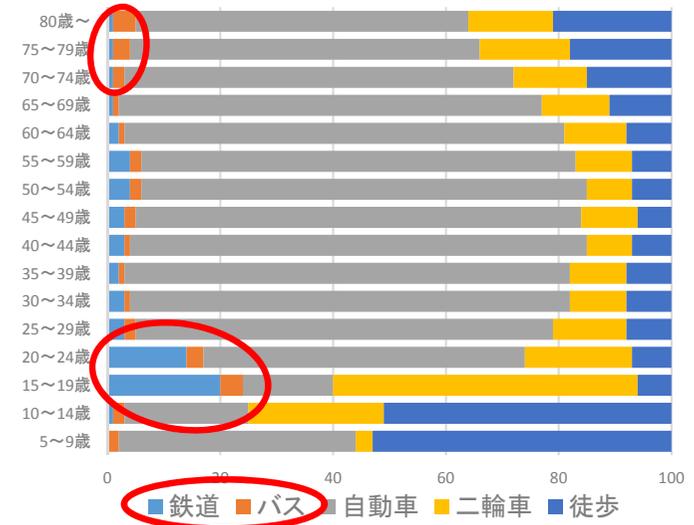
○ 地方圏では、高齢者の利用は少なく、主要な利用者である高校生が減少すると、さらに民間事業者の経営環境が悪化するおそれ。

横浜市



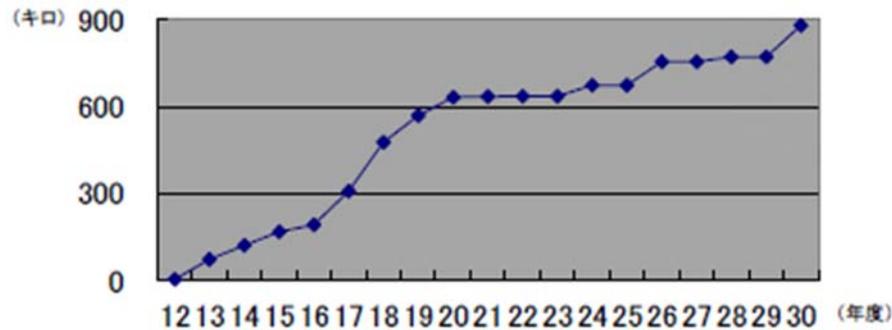
出典：第5回東京都市圏パーソントリップ調査横浜市版 独自集計結果 (平成21年11月)より作成

宇都宮市



出典：宇都宮市県央広域都市圏生活行動実態調査 (平成26年5月・6月)より作成

鉄道廃止路線長の推移 (平成12年以降累計)
【平成30年4月1日時点】



出典：国土交通省HP(地域鉄道の現状「近年廃止された鉄道路線(平成12年度以降)」)

出典：国土交通省「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」第1回資料(平成28年6月15日)より作成

廃止路線(乗合バス・鉄道)の状況

	廃止バス路線キロ	(各年度)
19年度	1,832	
20年度	1,911	
21年度	1,856	
22年度	1,720	
23年度	842	
24年度	902	
25年度	1,143	
26年度	1,590	
計	11,796	

自治体行政のあり方

新たな広域連携について

- 人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- そのため、平成26年度に地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を推進

【具体的な事例】

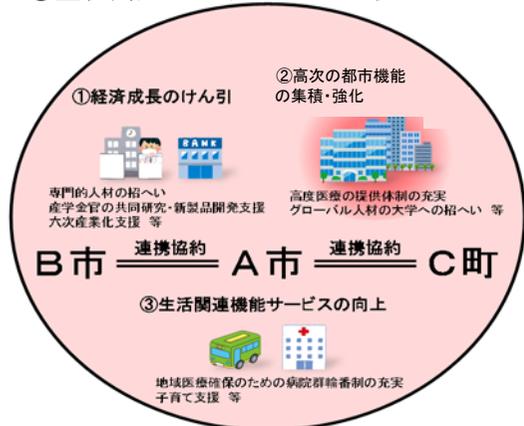
地方圏

<連携中枢都市圏>

連携中枢都市(※)とその近隣市町村の連携

- 経済成長のけん引、
- 高次都市機能の集積・強化、
- 生活関連機能サービスの向上をねらい

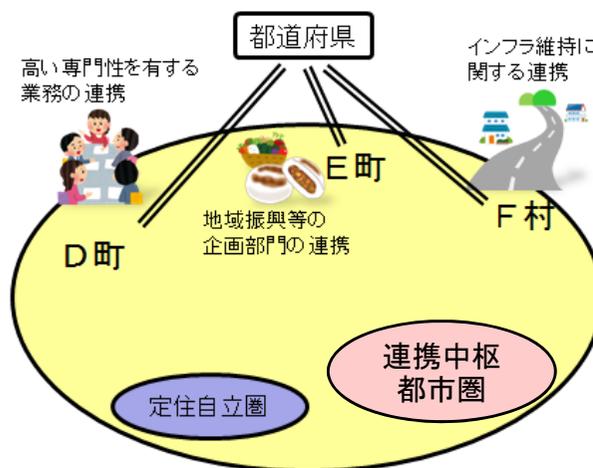
※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

<都道府県による補完>

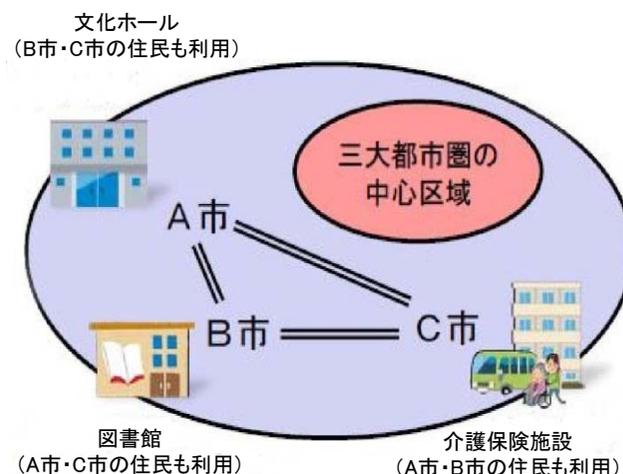
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢



三大都市圏

<双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

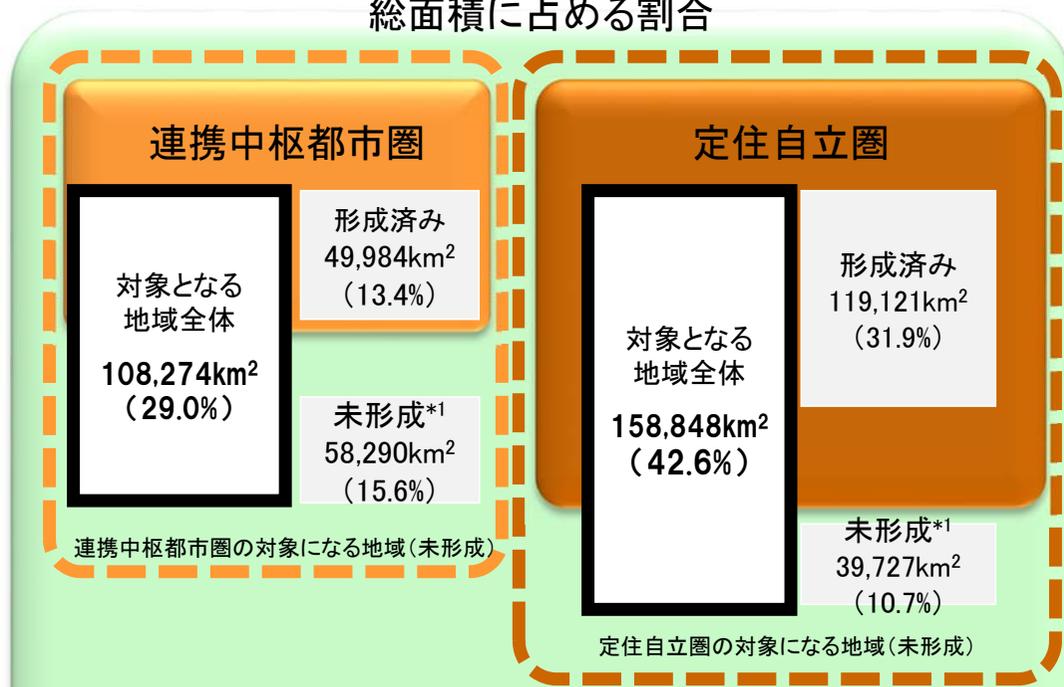
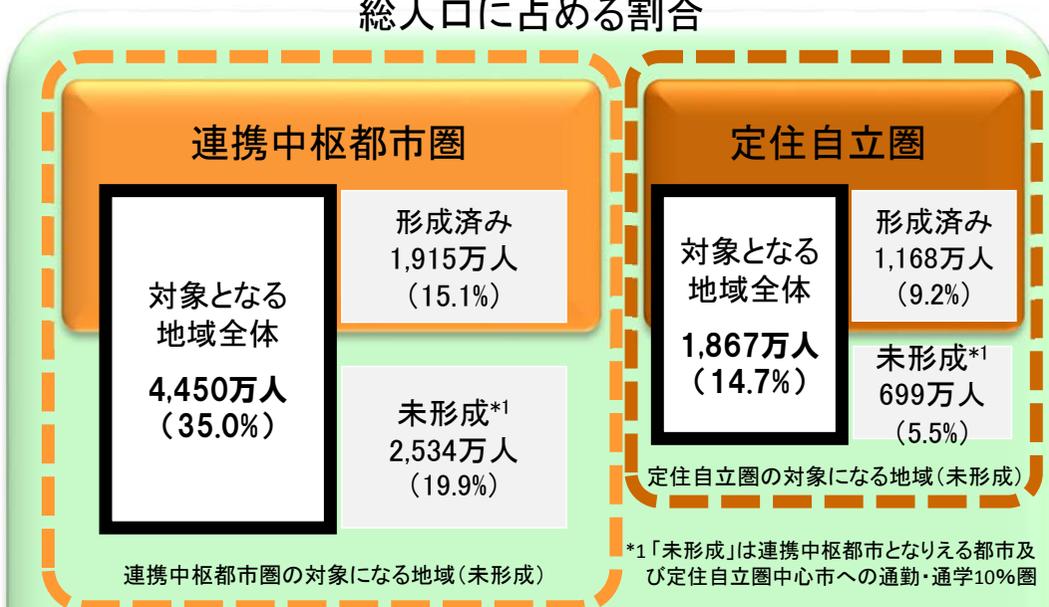


三大都市圏、連携中枢都市圏、定住自立圏の人口・面積

- 三大都市圏の人口は総人口の44%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は50%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは24%)。
- 三大都市圏の面積は総面積の5%。連携中枢都市圏と定住自立圏の対象となる圏域は72%を占める(未形成の地域を含んでおり、形成済みでは45%)。

総人口に占める割合

総面積に占める割合

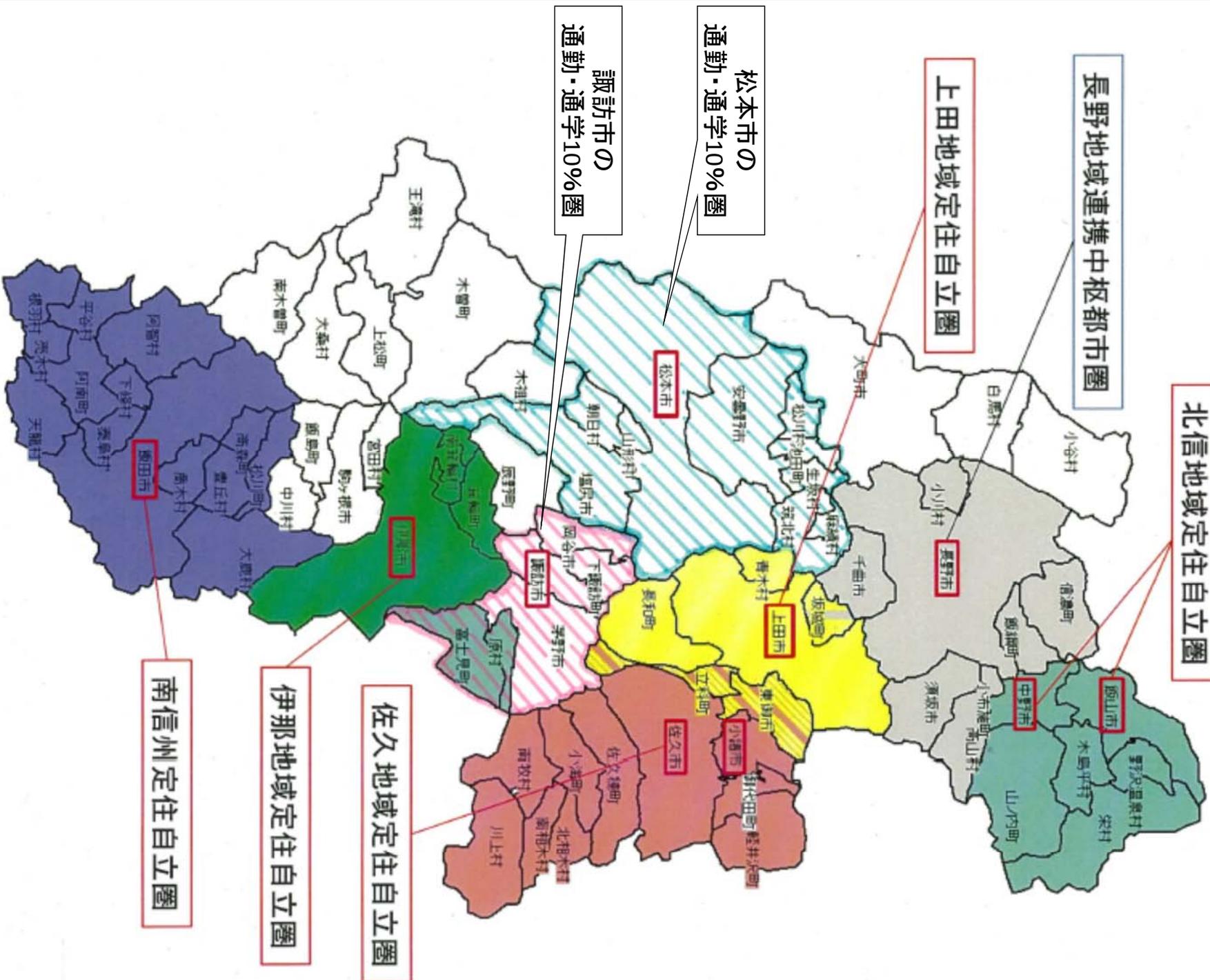


*2 ここでの「三大都市圏」は、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、大阪市、京都市、神戸市、堺市、名古屋市への通勤・通学10%圏をいう。

連携中枢都市圏、定住自立圏とその他の地域

長野県

- ※東御市、立科町は上田市、佐久市と圏域を形成
- ※上田市は、群馬県嬭恋村と圏域を形成
- ※富士見町、原村は、山梨県北杜市と圏域を形成
- ※坂城町は、上田市、長野市と圏域を形成



定住自立圏の形成状況 (平成30年4月1日現在)

(中心市宣言済み市／
中心市要件を満たす市*)

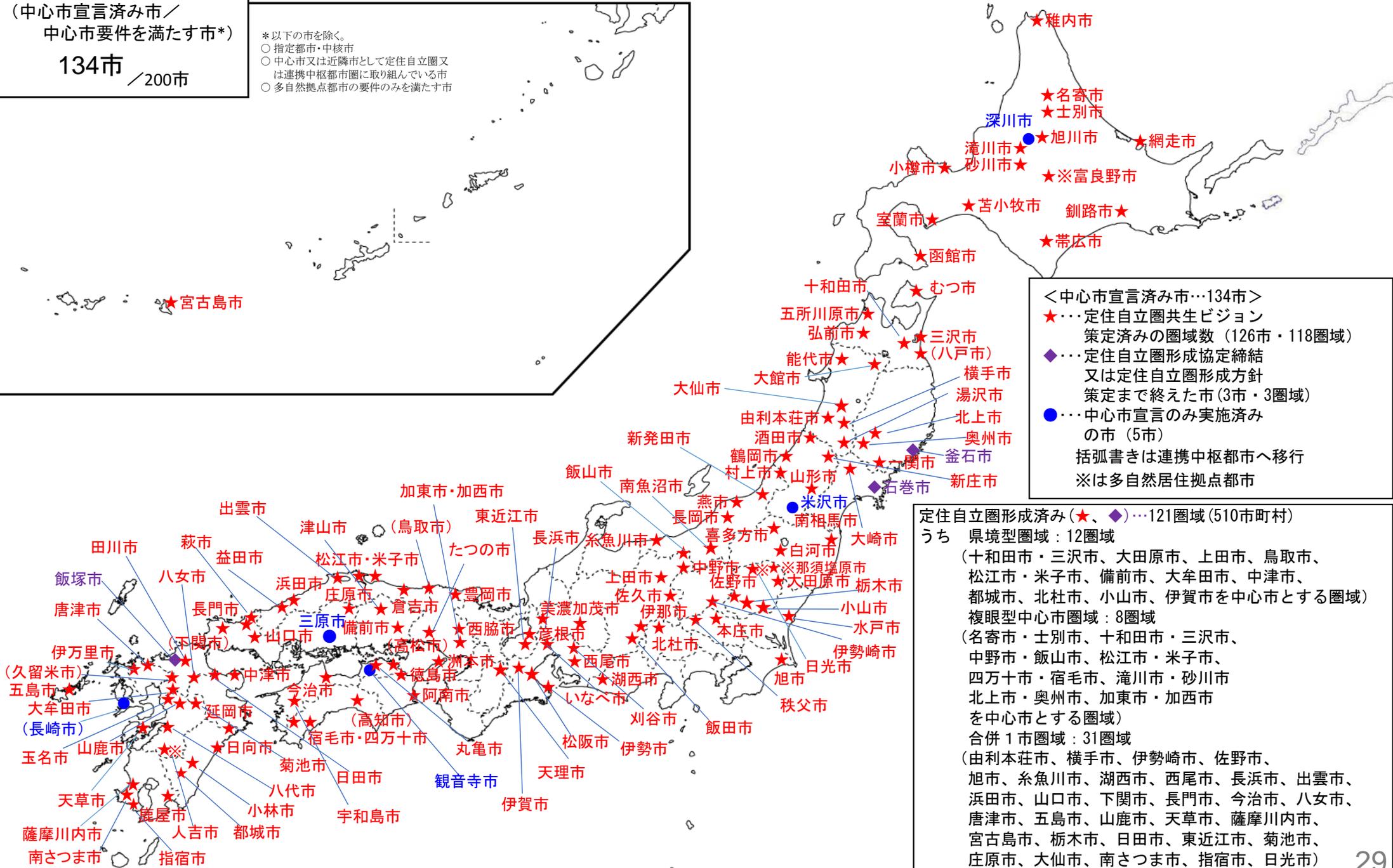
134市 / 200市

*以下の市を除く。
○指定都市・中核市
○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市
○多自然拠点都市の要件のみを満たす市

★宮古島市

<中心市宣言済み市…134市>
★…定住自立圏共生ビジョン策定済みの圏域数(126市・118圏域)
◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終了した市(3市・3圏域)
●…中心市宣言のみ実施済みの市(5市)
括弧書きは連携中枢都市へ移行
※は多自然居住拠点都市

定住自立圏形成済み(★、◆)…121圏域(510市町村)
うち 県境型圏域：12圏域
(十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、都城市、北杜市、小山市、伊賀市を中心市とする圏域)
複眼型中心市圏域：8圏域
(名寄市・土別市、十和田市・三沢市、中野市・飯山市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市、滝川市・砂川市、北上市・奥州市、加東市・加西市を中心市とする圏域)
合併1市圏域：31圏域
(由利本荘市、横手市、伊勢崎市、佐野市、旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、宮古島市、栃木市、日田市、東近江市、菊池市、庄原市、大仙市、南さつま市、指宿市、日光市)



課題：まちづくりと連携中枢都市圏

○ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、**個々の市町村**が策定。

⇒ 圏域を単位として計画を策定することができれば、圏域の都市機能(医療、福祉、商業等)を役割分担のもと整備・利用することができるのではないか。

※ 現行制度でも、**法律に基づかない任意の事項**として、「広域的な立地適正化の方針を作成し、これを踏まえ各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましい(国交省Q&A)」とされている。

→ 連携中枢都市圏で「立地適正化の方針」の策定に圏域で取り組んでいるのは**播磨圏域のみ**。

【兵庫県姫路市・たつの市・太子町・福崎町】

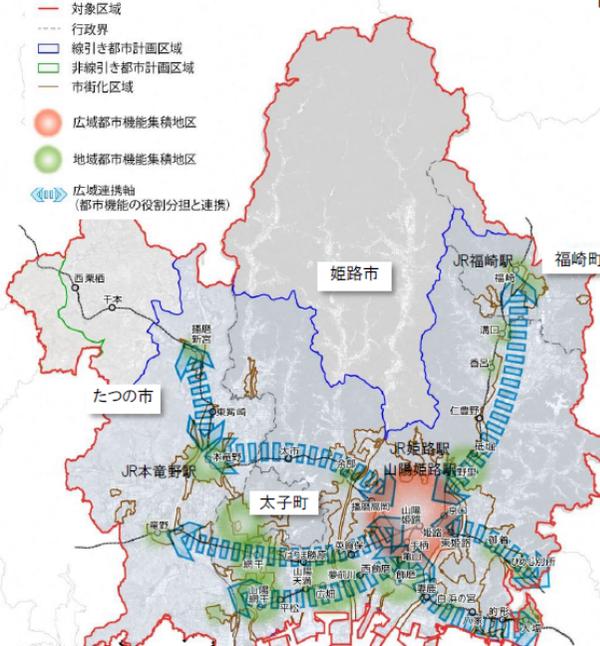
背景・課題

- ・人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- ・平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

2市2町による「中播磨圏域の立地適正化の方針」の策定

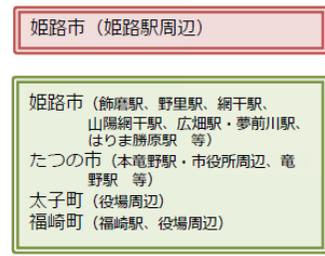
- ・平成29年3月、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町(人口計67万人)により、広域的な立地適正化の方針を策定。
- ・広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、現状の施設立地状況を踏まえつつ、役割分担を整理。

【都市機能の役割分担と連携(都市機能集積地区の位置づけ)】



広域都市機能集積地区(姫路駅周辺)
 姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、**民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。**

地域都市機能集積地区
 広域都市機能集積地区と連携しつつ、**広域行政機関(国県機関)、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実を図る。**
 また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補充についても考慮する。

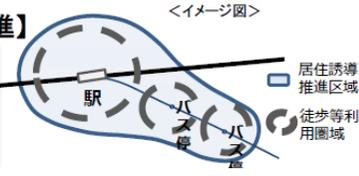


< 高次都市機能増進施設の設定及び役割分担 >

分野	高次都市機能	役割分担	分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関(救命救急センター)	姫路市	文化施設	図書館・美術館・博物館等	相互補充
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市	スポーツ施設等	体育館	相互補充
	大学	姫路市・福崎町	主要コンベンション施設	総合公園	姫路市・たつの市・太子町
教育機関	短期大学	姫路市	商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市
	専修学校	姫路市			
	高等学校	相互補充			

【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

居住誘導推進区域
 ・鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る区域を設定。
 ・**鉄道駅からの徒歩圏や、鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域を基本として区域を設定。**



※ 出典: 国土交通省複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定

✓ 立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。116都市が計画作成済み(平成29年末)。

課題：医療と連携中枢都市圏

○ 医療法に基づく二次医療圏は、**都道府県**が設定。

二次医療圏：一体の区域として一般の入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当である単位

⇒ 連携中枢都市圏を単位として調整・対応（救急医療体制確保、圏域内病院間の連携、在宅医療介護連携等）することができれば、県境をまたがっても、住民の生活実態等に即し、圏域の医療・介護サービス供給体制を構築することができるのではないか。

※ 備後圏域（福山市）は、生活実態等に即し、県境をまたいだ岡山県井原市・笠岡市を圏域としている。福山・府中医療圏は井原・笠岡地域と、救急医療や周産期医療について県境を越えて流出入があるが、**都道府県ごとに設定される医療圏**では異なる医療圏となっている。



課題：地域経済政策と連携中枢都市圏

○ 地域未来投資促進法に基づく「基本計画」は、**市町村(※)又は都道府県**が策定。

⇒ 圏域自体を単位として計画を策定することができれば、圏域の特性を活かした地域経済政策を進めることができるのではないか。

※ 現行制度でも、複数の市町村で計画を策定することができる。

→ 連携中枢都市圏で「基本計画」策定に圏域で取り組んでいるのは**八戸圏域、長野圏域のみ**。

計画のポイント

青森県及び八戸圏域8市町村では、人口減少社会においても活力ある社会経済が維持された地域の発展を目指し、ものづくり・食品製造産業の集積、多様な観光資源や特産物、交通インフラの地域の特性を活用して地域経済を牽引する事業を連携して支援することにより、地域における経済の好循環を生み出す。

促進区域

青森県八戸圏域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）

経済的効果の目標

1件あたり平均3,251万円以上の付加価値を創出する地域経済牽引事業を15件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で6.34億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか）】

- ①臨海部・内陸部の基礎素材型産業や加工組立型産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②三陸復興国立公園、八食センター、八戸ポータルミュージアム「はっち」等の多様な観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③水産、畜産、野菜・果樹等多様な特産物を活用した農林水産業・地域商社分野
- ④水産加工を中心とする食品製造業の集積を活用した食品製造関連分野
- ⑤東北新幹線、三沢空港、八戸港等の結節点としての交通インフラを活用した物流関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- 事業の実施により、3,251万円以上の付加価値の増加が見込まれること

【要件3：以下の経済的効果が見込まれること】

- 事業の実施により、圏域の事業者間での取引額が開始年度比で5%程度増加すること

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・工場立地法に基づく緑地率の緩和
- ・既存の支援制度の活用促進 等

地域経済牽引支援機関

(公財)21あおもり産業総合支援センター、(公財)八戸地域高度技術振興センター、(株)八戸インテリジェントプラザ、青森県産業技術センター八戸地域研究所・食品総合研究所、八戸工業大学、八戸学院大学、八戸高専、弘前大学八戸サテライト、金融機関、商工団体

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

※出典：青森県八戸圏域基本計画概要

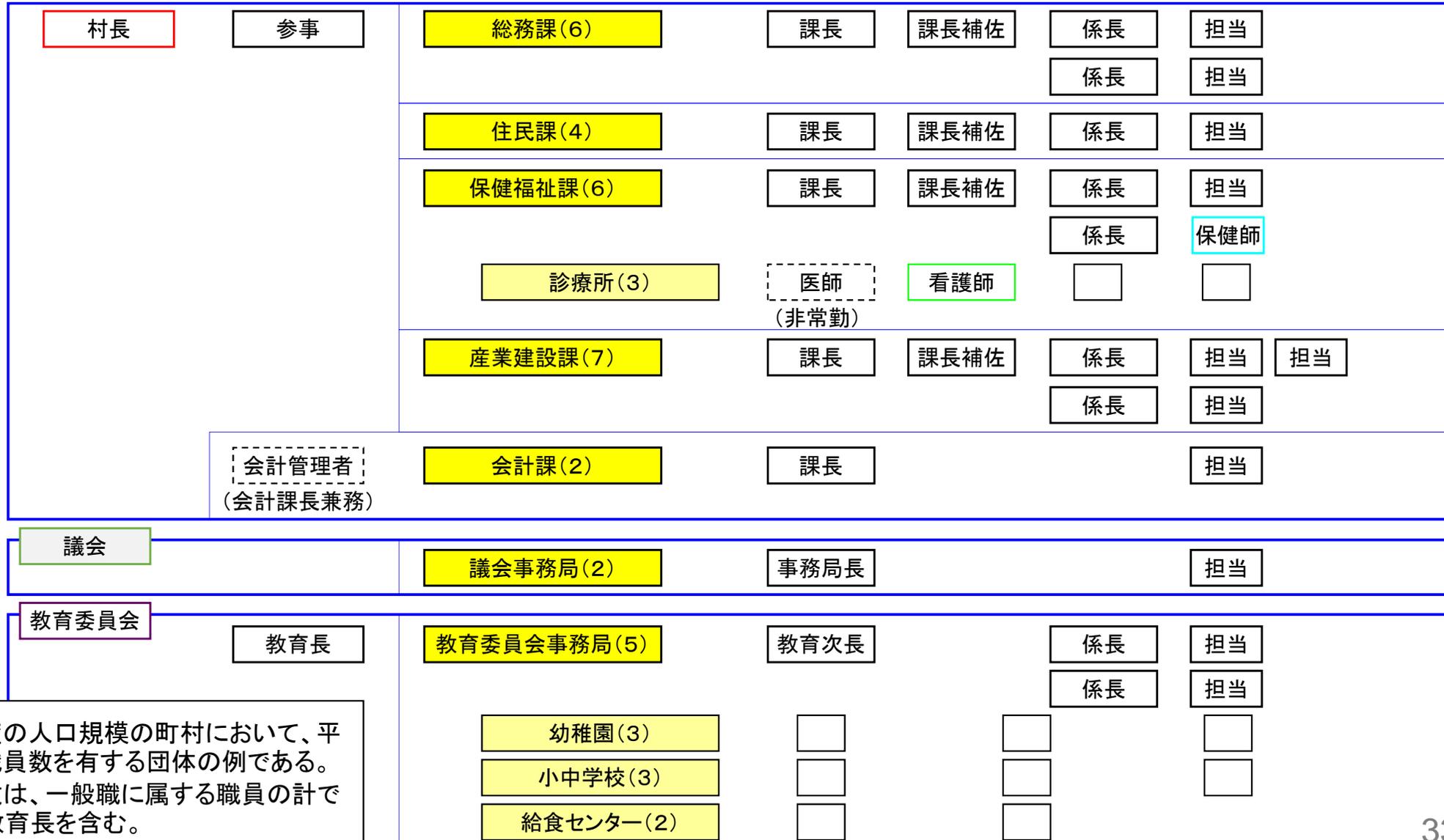
✓ 地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化しようとする地方公共団体の取組を支援。基本計画に基き事業者が策定する地域経済牽引事業計画を知事が承認し、支援措置を集中投入。185の基本計画(平成29年度末)が策定済み。

小規模市町村における事務処理体制の現状

総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」第1回資料(H28.12)

○ 小規模市町村の事務処理体制の現状をみると、職員が兼務を行ったり、外部資源を活用すること等により、何とか対応しているのが実態ではないか。

■ A村の事務処理体制の状況（人口規模：約千人 職員数：45人）

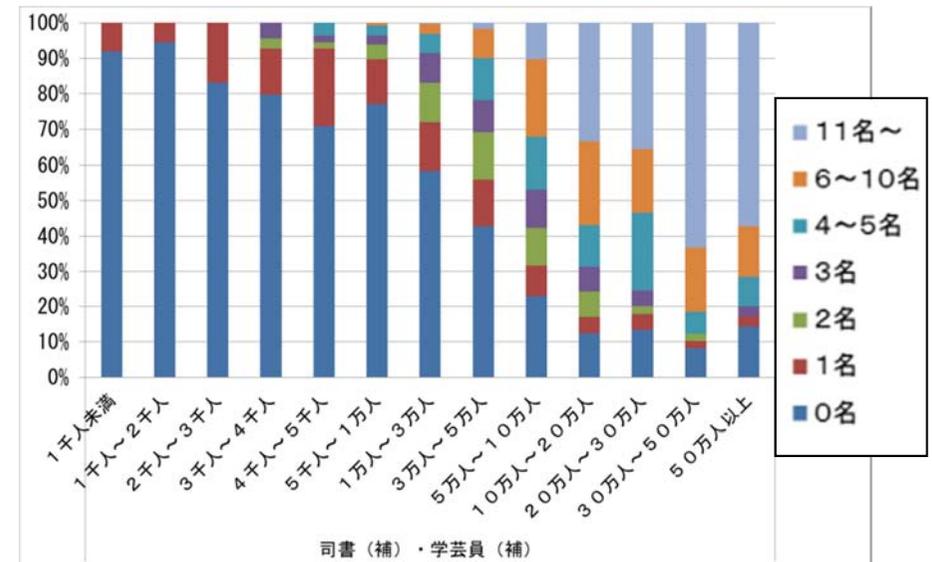
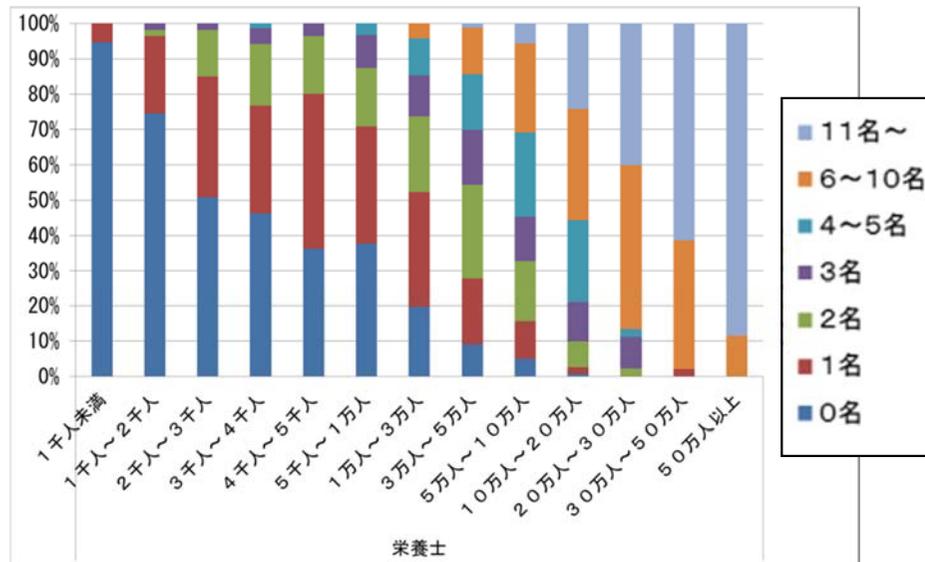
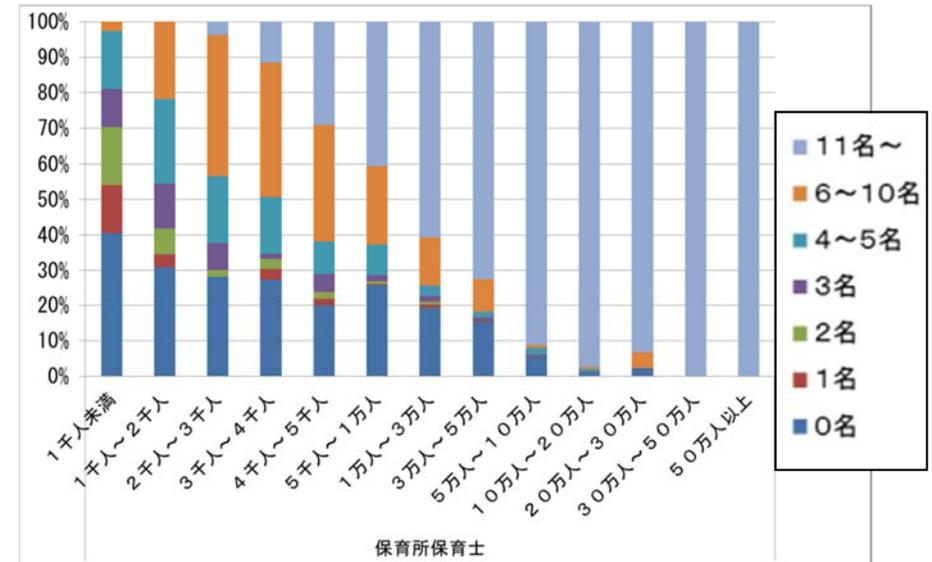
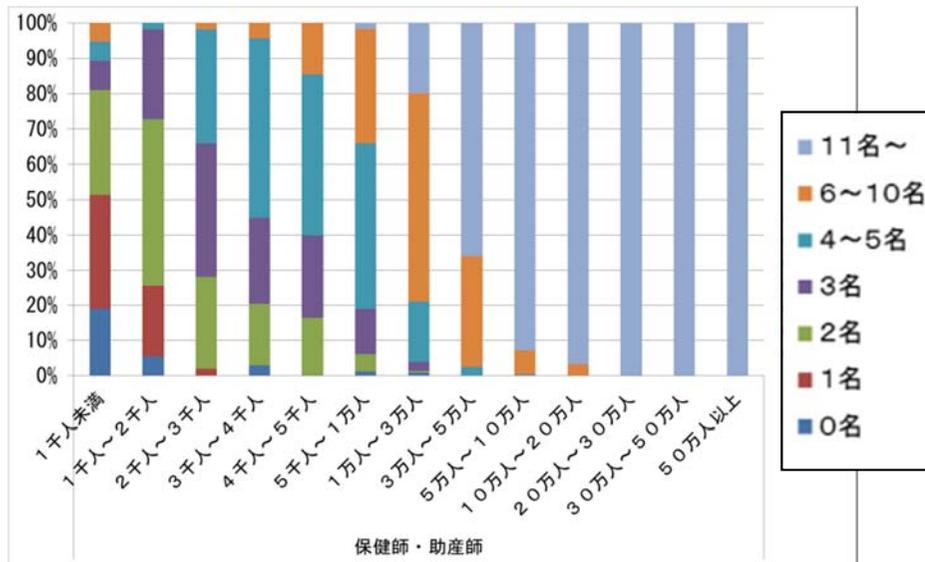


(注) 同程度の人口規模の町村において、平均的な職員数を有する団体の例である。
職員数は、一般職に属する職員の数で常勤の教育長を含む。

人口規模別の専門職員の配置状況①

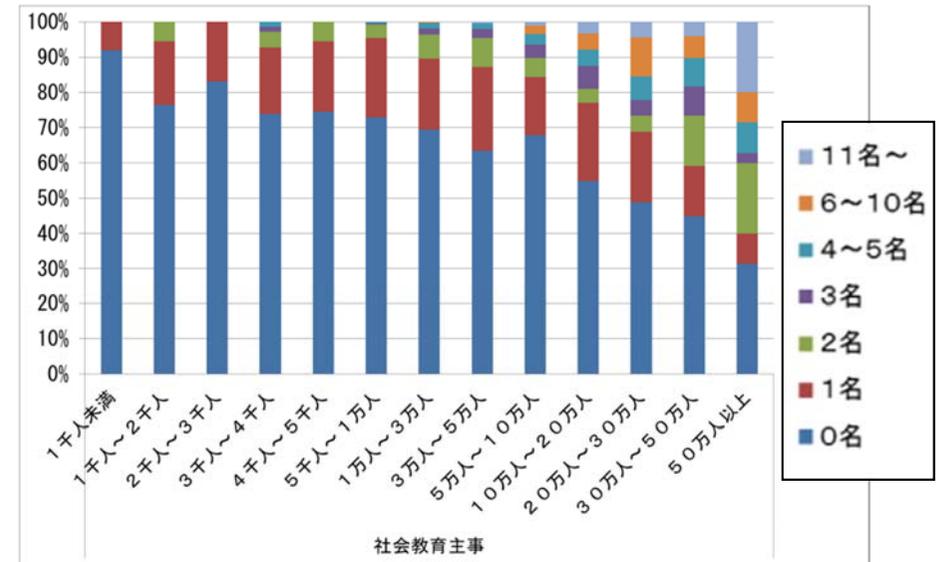
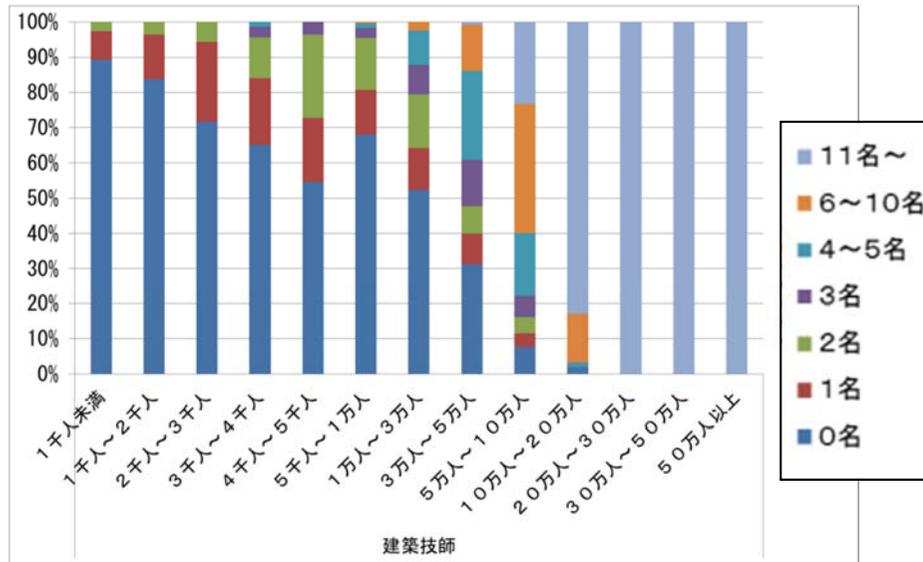
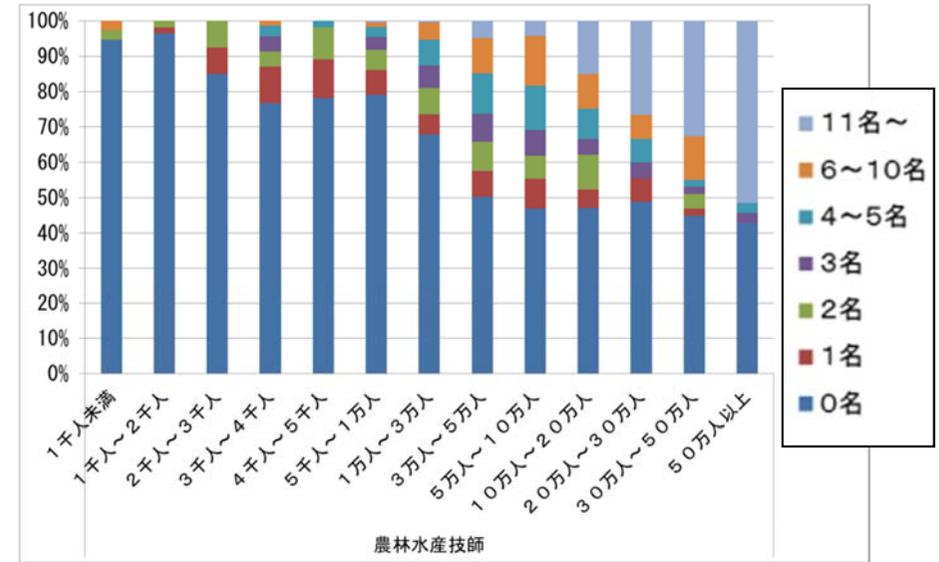
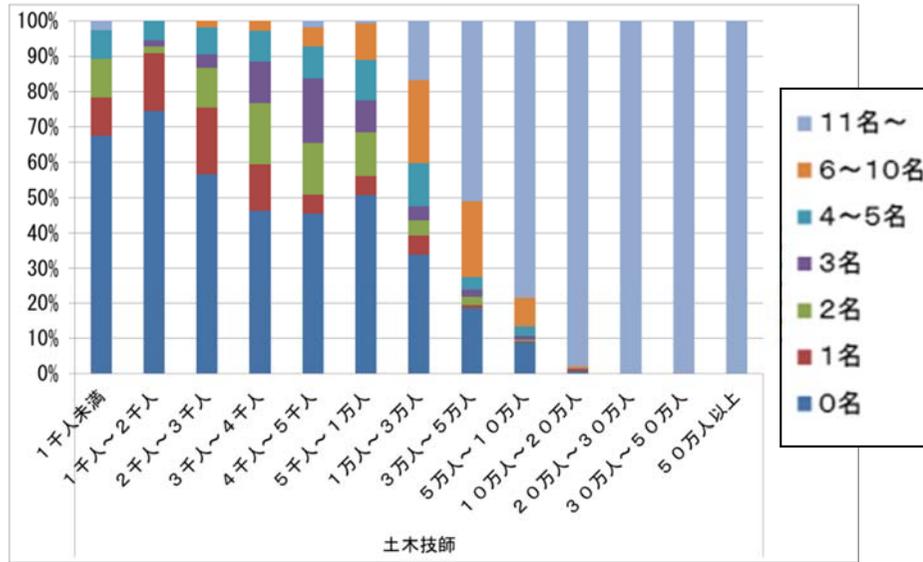
総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」
第1回資料(H28.12)を一部加工

○ 各施策分野に共通して、小規模市町村においては、専門職員が配置されない又は仮に配置されたとしても少人数の専門職員しか配置されていない状況が伺える。



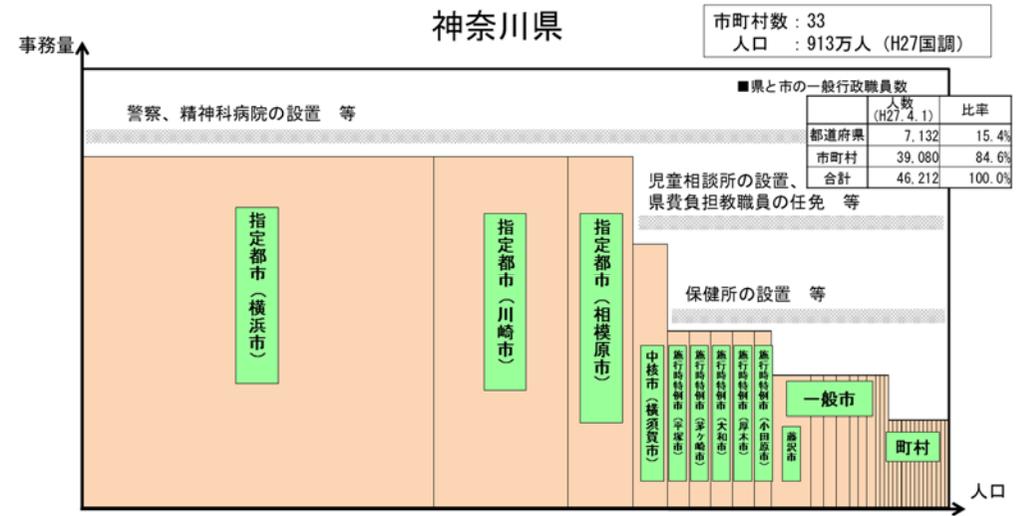
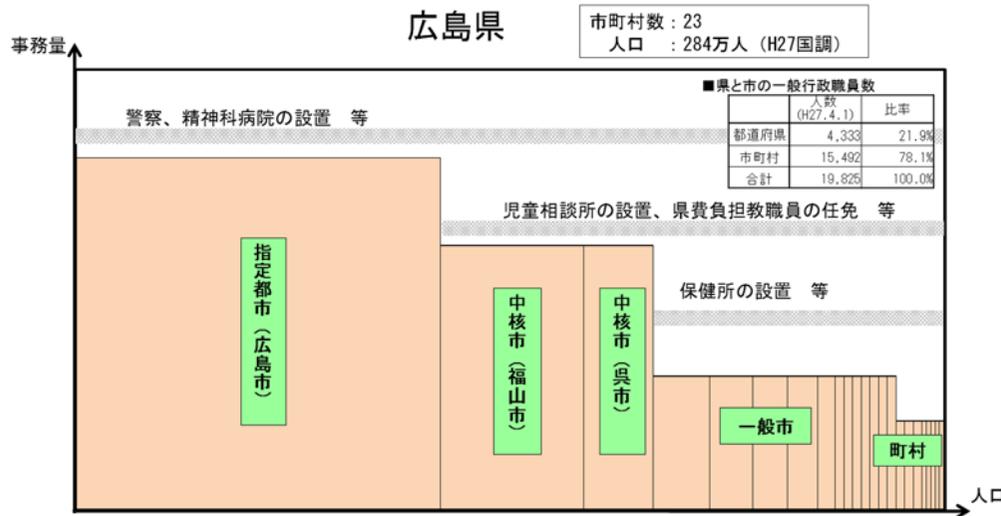
人口規模別の専門職員の配置状況②

総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」
第1回資料(H28.12)

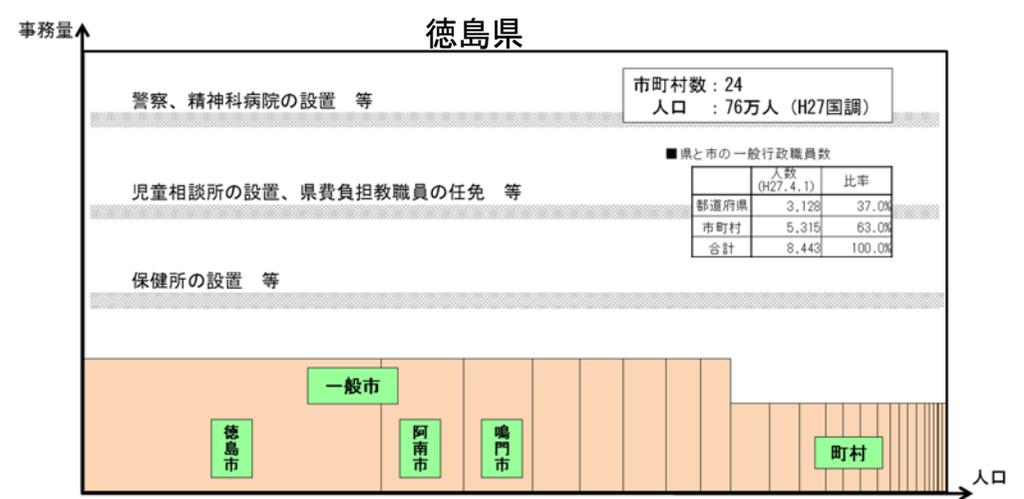
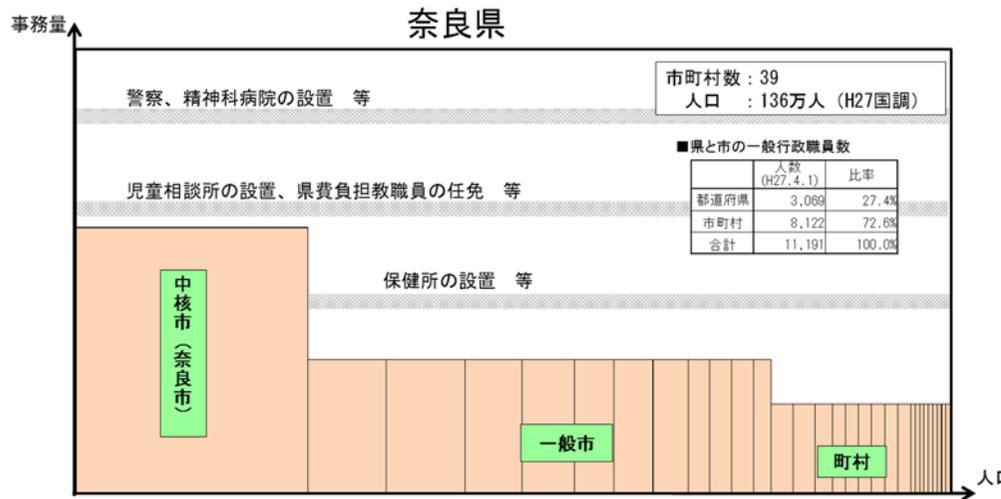


都道府県によって異なる都道府県・市町村間の事務分担

- 「都道府県－市町村」関係には、大都市等の有無や平成の合併の状況に応じ、異なる方向性が見られる。
- 広島県は、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併が進展し、市町村が処理する事務の領域が大きい。県からの権限移譲も進め、福祉事務所（町は任意設置）は全ての町が設置。指定都市や中核市を核とした水平連携が進められている。
- 奈良県、徳島県においては、小規模な市町村が多く残っており、都道府県が処理する事務の領域が大きい。小規模な市町村が多い都道府県では、市町村と一体となって行政サービスを提供する取組が進められている。



※ただし、地域保健法施行令の規定により、藤沢市（一般市）は保健所を設置。



地方公共団体の職員数の推移

- 地方公共団体の職員のうち一般行政部門の職員数は、累次の地方行革等により減少しているものの、内訳としては、都道府県職員数に比した市町村職員数の占める割合が1対2（昭和49年）から1対3（平成27年）へと一貫して大きくなっている。
- 特に市町村の福祉関係の職員数については、昭和49年以後大幅に増加しており、平成27年現在においても昭和49年時点より多い。社会保障分野における市町村の役割が増大してきたことが、職員数の割合からも読み取れる。

■地方公共団体の職員数の推移（公営企業等会計部門の職員を除く）

（出典）地方公共団体定員管理調査結果（平成6年、平成16年、平成27年）
地方公務員給与実態調査（昭和49年）

			昭和49年			平成6年			平成16年			平成27年		
			人数	合計に占める割合	部門別 県市人数比									
一般行政	一般管理	都道府県	254,069	17.3%	36.8%	235,396	14.5%	33.6%	212,987	14.0%	33.2%	173,669	12.2%	31.9%
		市町村	435,940	42.2%	63.2%	464,482	37.9%	66.4%	427,779	37.8%	66.8%	371,464	38.8%	68.1%
	福祉関係	都道府県	93,922	6.4%	24.8%	88,852	5.5%	18.7%	69,407	4.6%	16.2%	57,195	4.0%	15.7%
		市町村	284,408	27.6%	75.2%	385,784	31.5%	81.3%	358,978	31.8%	83.8%	307,034	32.1%	84.3%
	計	都道府県	347,991	23.7%	32.6%	324,248	19.9%	27.6%	282,394	18.6%	26.4%	230,864	16.2%	25.4%
		市町村	720,348	69.8%	67.4%	850,266	69.3%	72.4%	786,757	69.6%	73.6%	678,498	71.0%	74.6%
教育	都道府県	885,075	60.2%	79.4%	1,031,899	63.4%	80.6%	947,500	62.4%	82.1%	887,844	62.4%	86.6%	
	市町村	230,107	22.3%	20.6%	249,102	20.3%	19.4%	206,916	18.3%	17.9%	136,847	14.3%	13.4%	
警察	都道府県	219,566	14.9%	-	253,994	15.6%	-	270,870	17.8%	-	285,751	20.1%	-	
	市町村	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	
消防	都道府県	16,438	1.1%	16.7%	18,325	1.1%	12.6%	18,340	1.2%	11.8%	18,735	1.3%	11.7%	
	市町村	81,829	7.9%	83.3%	127,210	10.4%	87.4%	136,905	12.1%	88.2%	140,854	14.7%	88.3%	
合計	都道府県	1,469,070	100.0%	58.7%	1,628,466	100.0%	57.0%	1,519,104	100.0%	57.3%	1,423,194	100.0%	59.8%	
	市町村	1,032,284	100.0%	41.3%	1,226,578	100.0%	43.0%	1,130,578	100.0%	42.7%	956,199	100.0%	40.2%	

奈良県における市町村との連携・協働（「奈良モデル」の取組）

連携自治体

- ・奈良県
- ・県内全市町村(39市町村)

背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



これまでに成果のあった主な取組

①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

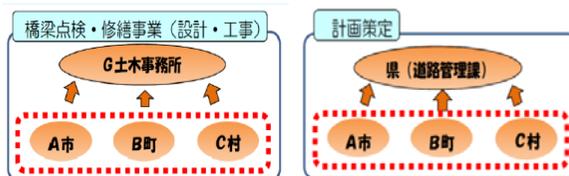


★道路施設

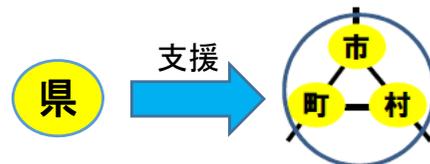
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少(12町村の土木技術職員が0人)を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し(15/39市町村が県に委託)、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了(32/39市町村が県に委託)。



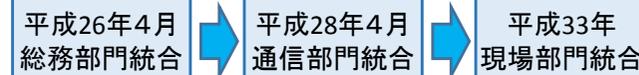
②市町村間の広域連携を県が支援



★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部(39市町村のうち37市町村)が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における

広域医療体制の整備

一部事務組合

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院(平成28年4月開院予定)と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。

